

令和元年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和元年9月12日(木)

午前 9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第39号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第40号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第41号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第42号 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 5 議案第43号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第44号 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 7 議案第45号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第46号 永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第47号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第48号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第49号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第50号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第51号 財産の無償譲渡について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 山口真君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 朝日光彦君
- 総務課長 平林竜一君
- 財政課長 川上昇司君
- 総合政策課長 歸山英孝君
- 会計課長 酒井宏明君
- 税務課長 清水昭博君
- 住民生活課長 佐々木利夫君
- 福祉保健課長 木村勇樹君

子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	森 近 秀 之 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第39号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和元年度9月補正予算説明書をいただいております。これらに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

令和元年度9月補正予算説明書に基づき、課ごとに審議を行います。

それでは、最初に、財政課より補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

令和元年度9月補正予算説明書1ページをお願いいたします。

上段のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,736万1,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,351万2千円とお願いするものでございます。

予算説明書3ページをお願いいたします。

9月補正の財源としましては、中段の幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金291万6,000円など国庫補助金を700万円、上段の社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円など県補助金を372万円、中段の障害者施設整備事業に充当します地域福祉基金繰入金1,000万円、その他の財源としまして合併特例債1億2,700万円などを計上してございます。

以上、議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、予算説明書の掲載順により各課より順次ご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） それでは、総務課関係、4ページから5ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、予算説明書の4ページ右側をお願いいたします。

デマンド型交通促進事業、補正額216万6,000円につきましては、鉄道などの基幹的な公共交通がない交通空白地である志比北地区等において、地元住民の方の有償ボランティアによる生活の足の確保を目的に、地元主体による新たな移動手段として今後の定着を目指すために、デマンド型近所タクシー、仮称ではございますけれども、試走運行を行うための経費でございます。

補正予算の主なものとしまして、地元有償ドライバーの報償費として65万1,000円、運転講習会や自動車保険料などの役務費として54万9,000円、デマンド運行システム導入費や出発式などの委託料として60万2,000円、システム専用回線のフレッツ光接続工事費として6万6,000円、合計216万6,000円で、令和2年3月末までの試走運行の経費でございます。

5ページをお願いします。

左側の交通安全対策事業、補正額100万円につきましては、高齢ドライバー運転操作ミスによる交通事故が多発している状況の中、町内の高齢ドライバーが事故の加害者とならないための対策として、アクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の設置に係る費用の一部を補助するための経費でございます。65歳以上の高齢ドライバーを対象に、1人1万円を上限に、踏み間違い防止装置の設置補助を行うものです。対象者数は100名を予定しております。

以上、総務課関係の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 初めに、4ページのデマンドバスの試験走行についてであります。ここには説明書に「冬期間の試行による需要等を把握」とあるんですが、いわゆる11月から雪シーズンに向かって試行するという意味合いが僕はここにあるのかなと思うんですけど、ちょっとこの意味合いをもう少しかみ砕いておっしゃっていただきたいな。

普通ですと、年間、4月からというのが妥当かなと思うんですけども、この11月に向けてやるというのは、道路の悪条件の中で初めてやるにはどうなんかなというのが、事故というところで心配になってくる、運転者に負担もかけるというところで少し心配になってくる部分があるので、そこをご説明をお願いしたいのと。これは高齢者に対しての足の確保ということですが、例えば、このデマンドバスと福祉保健課がやるいろんな、催し物と言うとあれですけども、筋力体操とかああいうようなところとコラボして、そういうふうなことへのお誘いとか、そういうふうなことも将来的にはできるんでしょうか。

それと、2つ目の5ページの高齢ドライバーについてであります。100名というのは、これ限定ということですか。どれくらいを行政としてはこういうふうな形で、高齢者のドライバーの事故を防ごうというふうに考えておられるんでしょうか。要は、何%ぐらい、これ普及させようというつもりがあるのかということと。あと、これを補助いただくのには、条件として65歳以上ということしかないんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、11月から試行運行するその目的といいますか、の件でございますけれども、まず1つは、今議員さんおっしゃったように、その冬期間の需要がどうなるかということもございます。今現在、コミュニティバスを利用されている方がこのデマンド型に移行していただくということを見据えた場合に、冬期間、やはりなかなか出にくくなるといいますか、外出しなくなる時期を捉えて、デマンド型の場合には予約をいただいでご自宅の玄関先までお迎えに行くということなので、そういった場合に冬期間でも需要がふえるかどうかということもありますし、今言ったドライバーの冬期間の運転に対してどういった

負荷がかかるとか、そういう負担がかかるとか、そういったことのドライバーの検証もしていきたいというのもございます。そういった意味で11月から始めたいということもあります。

あと、高齢者の足の確保という中で、将来的には、移動の目的としていろんなサロン会に出向くとか、いろんなイベントに出向くとか、そういった場合に、その目的先がいろんな公共施設であったりということが将来的につながっていけば、その目的先、ここから出て目的地を、いろんな公共施設も回りますから、そういった情報もあわせて発信することによって、そういう利用は将来的にふえてくる可能性はあると思っています。

あと、5ページの高齢ドライバーの100名ということにつきましては、今、65歳以上の免許保有者の方が永平寺町で約3,300人いらっしゃいます。そのうちの75歳から84歳までの免許保有者の方が970名いらっしゃいます。その方の約1割ということで、今回、100名という対象者を絞らせていただきました。将来的にはどのぐらいというのはちょっと、全ての方にといいわけにはいかないと思いますけれども、これを進めるに当たって、担当者のほうがディーラーといろいろ打ち合わせをする中で、高齢者の方、最近の踏み間違いとかいろいろな事故の中で、やはりこれから出てくる車というのは既に安全装置のついた車が売り出されるということで、65歳以上75歳ぐらいまでの方は安全装置付きの車を購入されると。どうしても75歳以上になると、やっぱり今ある車にそういうものをつけたいというニーズが多いただろうということで、そういう年齢を絞らせていただいた。その中で970人全ての方にといいのは無理なのかもわかりませんが、まずはその1割程度、100人程度を今回補正に上げさせていただいたということです。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） デマンドバスについては非常に我々も期待するところが多いので、いろんな、この期間で検証していただいて課題をまた解決して、実施に向けて取り組んでいただきたいなと思っています。

また、高齢ドライバーの事故防止の器具設置補助ですけれども、昨今の高齢者の事故というのはよそごとではないということもありますので、ぜひ普及していただきたいということもありますし、先ほどのデマンドバスの足の確保ということも関連すると、ある程度の年齢になったら返納ということもありますので、返納の促進——促進と言うと失礼に当たりますけれども——できるような環境づく

りをぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 免許返納ということに関しましては、デマンドができる地域とできない地域というのがやっぱりどうしても出てきます。そういった中で、やはりコミュニティバスのマイ時刻表ですとかバスの乗り方教室というのを進めて、またコミュニティバスの利用促進も図っていきますので、そういったいろいろな移動手段を絡めて全体的に外出支援をしていきたいなと思っています。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、ちょっとお聞きしたいと思います。

私も今、4ページのデマンド型に対しては、需要も多いですし、今後もぜひ続けられないかなと思っている一人ですが、その中から質問させてもらいます。

これは一応来年3月までということで、約半年間ということですね。デマンドバスの期間は来年3月までの予算。期間ということで、約半年ぐらいのことです。

あと、私、一つ大きいあれは、費用のところ。コミバスが、ここで言うと北地区は300万ということですね。半年でこれ200万ぐらいというと、1年するとその約倍近く、だから500万から600万かかるんじゃないかという試算が出るんじゃないかと思います。それについては便利性和かいろんなところで、また考え方によっては福祉バスのところもありますし、それから介護保険のところでのいろんなお出かけに対しての支援がありますね。そんなところの絡みも出てくるので、一概に、倍になるからなってるというふうな試算を僕しなくていいと思うんですけども、ある程度この形をやると、前も言ってるんですが、もうやめられない。例えば、今までのコミバスの形態よりも非常に便利性和出てくるので、ある面ではこの形態というのは、ひょっとしたらもうやめられない状況になるというふうな判断をしながら試算をぜひお願いしたいというのが、どういう形をしているのかというのが1点です。

それから、デマンドバスのこれをやったときに、あとは、これは結構お年寄りというんかね、ある面では、交通弱者でも高齢者が対象になっていると思います。そうしたときに通学ですね。通学対象は、例えば、これを採用して来年の3月からは、今言うコミバスをやめるというような形に、代替という形になれば、通学の方、通学に対してどうするのか。お子さん、子供も含めてね、そこらあたりの対応をどうするのが2点目で聞きたいということ。

それから、先ほどのがちょっと絡んでましたが、福祉関係の介護タクシーも含めて、その関係のところはどうなるかということ。それから、先ほどの次のところの安全性のこれね。これは若干、数年の期間になると思うんですが、免許返納のところの関係も出てくると思うので、そこらあたりの見込みをどうするのか。例えば、免許返納を促進する大きな手段がこのデマンド型だという発想に立てば、そういうPRと言うとおかしいけれども、そういうふうな運行形態もしていかなあかんと思いますので、そこらあたりも含めて、ちょっとその二、三点をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） デマンド型の場合のその年間の試算ということでございますけれども、ざっくりと申しますか概算でございますけれども、今、運行に係る経費そのものをざっくりと試算しますと約540万ほどがかかるのかなというふうには見込んでおります。これは実際に試走運行してみて、いろんな課題が出てくると思います。運行をしながらでもいろんな課題が出てくると思いますので、それを改善していくということが一つの目的でもありますので、その中でいろいろ改善点に係るいろんな、また経費も出てくると思います。あくまでも今は試算ということで。

その中で、現状のコミュニティバスの利用者というのが1便当たり約1.3人前後になっています。目標ではそれを倍以上、3人ぐらいにふやしたいなという目標を持っている中で、大体それで見込む収入というのが、これは運賃と申しますか、実際、本格運行したときの利用率と申しますか、運賃をどうするかによっても変わりますけれども、通学の場合にはぐっと抑えて、ほかのご利用の場合には多少金額をいただくというようなことで、できるだけ今の300万のコミュニティバスの持ち出しと同等ぐらいと申しますか、そのぐらいに抑えていきたいなという思いはございます。これは、やはり試走運行してみて実際にその検証をしてみないとなかなかわからないことなので、まずは走らせていただいと申します。

それと、来年3月から本格という、今議員さんおっしゃいましたけれども、実際に来年4月以降も試走運行はやりたいと思いますけれども、また、人を運ぶだけではなくて、郵便局とかいろんな事業者さんとも連携しながら、物を運ぶといったことも組み合わせていきたいなと思っておりますので、一応の目標としましては、来年の約1年間ぐらい、このパターンを変えて試走運行をしていきたいな

というふうに考えております。そういった中で、人を運ぶ、人を動かすという中で、今言った採算性、もうかるということではないと思いますけれども、そういった採算性の部分をはっきり見ていきながら本格運行に移行したいと思っております。

あと、対象者が高齢者の方という中で、当然、本格運行するときには、今のダイヤをもうちょっと早めて通勤、通学の時間に合わせるようなことも工夫していかないといけないとは思っております。

あと、介護タクシーとの関係ということですが、あくまでもコミュニティバスを将来的にデマンド型に移行した場合の試走ということでございます。コミュニティバスの目的の中に、老人センターへ行かれる方とか、いろんな目的を持って行かれる方、また買い物とか病院とかというものもありますので、介護タクシーとはまた別に、今のコミュニティバスを将来的に置きかえるということで、これは自家用有償の、実際に本格運行するときには中部運輸局へ登録申請することになりますので、そういった形で自家用有償という形の中で登録していく形になると思っております。

あと、安全装置の見込みですが、当面、何年をめどにということでおおむね3年から5年ぐらいをめどに、とりあえずその事業の検証をしていきたいなとは考えておりますけれども、これは県のほうも今事業をやっている、県の事業とセットにするとかなり自己負担が安くて済むということもありますので、県のその事業の進捗といいますか、進みぐあいといいますか、何年スパンでやるといったようなこともあわせて見ていきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のこの試走についてなんですけど、やはり実用化に向けてしっかりチェック、また課題があると思います。それは、まずはランニングがしっかり回せるか、そしてもう一つは有償ドライバーの方がしっかりと確保できるか、ここが大きなポイントになってくるなと思います。来年度も、今ずっと試走でやっていくわけなんですけど、来年度はコミュニティバスを走らせるのもしばらくの期間は走らせていただいて、そしていよいよ来年度中に本格運用、もちろん料金をいただいてのときには、そこでもう一度、1回、本当にやめられなくなる可能性があるというのがありますので、しっかりと検証しながら、そして進めていかなければいけないと思っております。

ただ、今回のこの新しいサービスは、先ほど言いましたいろいろな施設との連

携であったり、ほかの民間の皆さんとの連携であったり、貨客混載だったり、いろいろ可能性も秘めている。ただ、理想だけではなしに、それが本当に現実になって持続可能なサービスになるかどうかというのもこの1年間かけて、また来年度もちょっと予算をお願いすることになると思いますが、そういった流れでしっかりとやっていきたいなと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今、町長答弁あったように、これの運用の仕方というのは年々というか、いろんな形で変わってくると思います。仕方は。でも、最終的には、僕らも前からコミュニティバスするときにもデマンドはどうですかというのは大分前から言っていた経緯があるんですが、私は多分、これはもう必然的になってくる。そして年次ごとに変わってくる。その中で、例えば、福祉のほうの介護のところの介護タクシーのお金の部分がどうこちらに反映してくるのかというのも、その連携もできるのかできないのか、やっぱりそれも考えていただきたいと思いますし、それから、今の通学バスとの、ほんなら例えば、県補助を受けるときに通学バスのものをすればそういう補助が受けられるのか、そういう形態はないのかとか、いろんな形での運用面が出てくると思います。

しかしながら、こちらは京福バスであるとかえち鉄とかがありますので、公共交通会議の中で、それを今度はどうコントロールしていくかというのは大変になりますし、先ほど町長が言ったように、民間との兼ね合いとか、それから有償ボランティアの運転手さんなんかはどうするのか。それはまちづくり会社の関係との絡みでどうしていくのか。例えば、運用形態をまちづくり会社のほうに移管してくる形にしていくのか。いろんな形態が考えられると思いますので、ぜひお願いしたい。私はこれを物すごく期待するものでありますので、多分これは上志比北だけじゃなくていろんなところに波及していくと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおり、この公共交通はずっと、ある日、一つ一つのサービスがふえていったんです。例えば福祉バスがあったりコミュニティバスがあったり、ずっと年を重ねる、年輪を重ねるようにいろんなサービスが生まれてきて、その中で、「じゃ、本当に費用対効果はどうか？」とかいろいろ議論になっている中で、M a a S会議とかいろいろの中で、やはり一度これはリセットといいますか、どういうふうに町の公共交通が動いていて、これを一番効率

よく、また持続可能なサービスにしていくのはどこかの一つの大きなきっかけと
いいますか、事業になると思いますので。今までは公共だけでしたが、これから
は民間の方もいろいろ、人手不足とかそういった中で一緒にやっていったほうが
より効果的なサービスになっていくなと思ってますので、何とかこれが実用化に
なるように地元の皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、また
よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 5ページの踏み間違い防止装置ですけれども、先ほど課長
のほうから福井県の補助事業があるという……。よろしいですか。安全装置です
けれども、福井県の補助事業がありますよね。これは補助金の率からいきますと
2分の1の限度額が3万円ということです。これに関連して、さらに町でも、こ
れ固定ですけれども、1万円の補助金、助成が出るということでよろしいでしょ
うか。

そうしますと、ちょっと具体的な内容に入るんですけれども、どういった安全
装置というのが、これ業界見てみますといろんな方式があるんですよ。福井県
の場合には2つあって、アクセルペダルとブレーキですか、の何か連動させる
ということと、それから、車にセンサーをつけて、近づいたら警告と同時に動作
すると。こういった内容は、福井県の補助事業の要綱いうんですか内容に基づくと
いうことでよろしいんでしょうか。できたらこれ、具体的にどんどんPRしてい
ただきたいと思うんです。お願いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 県との補助の事業との絡みですけれども、あくまでもこ
の事業は町単独の事業として今仕立てております。町の固定、1万円定額の単
独の補助事業として仕立てています。その中で、町のほうに申し込んでこられた方
に、県の補助、こういう補助もありますよというご紹介は当然させていただいて、
県の補助を申請していただくと、さらに2分の1、上限3万円です。

今こちらで想定していますのは標準的な、あくまでも踏み間違い防止の装置を
設置するということで、標準的なものですと大体4万円というふうに聞いてます。
今、町のほうで1万円定額で補助します。県のほうの補助をもらおうと思うと2
万円の補助が出てきて、税別でいきますと残り1万円が自己負担という形になり
ます。やはり県の補助事業をもらわなくてもすぐにつけたいという方もいらっし

やるということも想定して、町単独で1万円の定額でつけられますよということ、今回、制度をつくりまして広く、県の補助をとらなくても俺つきたいんやという方にも対応していきたいなということでございます。

ですから、県の要綱と全くリンクしてないということではないんですけど、65歳以上とかというのはリンクしますけれども、あくまでも町のこういった安全装置の要綱をつくって、町独自でやっていきたいというふうに考えています。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） デマンドバス、北地区での実証実験のことなんですが、コミバスというのは60歳以上無料ですよ。それらとの関係でどうなるのかということ。あと、いまいち料金体系なんかが、説明をされているのかどうかは知らんですけど、私は余り聞いてないので、その辺どうなっていくのかということも大事なんかなと思ってるんで、その辺は示していただけるのか。これが一つです。

もう一つは、いわゆる今の安全装置の問題ですが、僕は、高齢者の足の確保は非常に大事な問題やと思ってるんですね。それはデマンドバスのやつでなしに安全装置のほうですが、いわゆる事故が多いからこの対応をとというだけでは済まない問題もあるのかなと。それで一つの防止策になれば大きいんですが、現実的にはハンドル握るのはやっぱり本人ですから、免許返納も含めいろんな支援も考えていくべきではないのかなと。そんなことは町としてどう考えているのか、また県に対してどう提起していくのか、ここも大事なんじゃないかなと。

例えば、ちょっと説明のときにも話題になりましたが、電動カート。電動車椅子ではないですよ。これは障がい者が使うやつですからちゃんとした補助がありますから。電動カート、これなんかも本当に足が、老老家庭で足がなくなると本当に大変みたいですね。そういうことも含めて、町としてはどう考えているのかなというところは。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） デマンド型の件の中で、コミバスの60歳以上無料との絡みということですけども、あくまでも今、町のほうで試走運行しようとしているのはデマンド型の予約制の新しい移動手段ということで、そのためには地元の方の有償ドライバーとか、いろいろな経費が当然かかってきます。そういった中で、今現在、全体的に無料にさせていただいている中で、将来的に、交通空白地である志比北地区ですとかほかの地域においてもだんだんコミュニティバスの

利用者も減ってく中で、違った移動手段というのも今後見据える中で、新しい移動手段ということで試走運行をしたいということですので、全体的なコミュニティバスの60歳以上無料というのは制度としては当然ありますし、ほかの地域でそういった制度を利用していただくということで考えていきたいなと思っています。

ただ、その料金につきましては、今、いろいろな地元の説明会等へ行ったときに料金のこともお話しさせていただく中で、いろいろ考え方がございます。この場で幾らというふうには決めてはいませんし、実際、試走運行する中でどのぐらいが適当なのかというのもアンケートをとりながら、また、その運行していく段階で定期的にドライバーの方とか地元の方と話し合いなんかを持ちながら、そういったことをさらに詰めていきたいなというところでございます。

安全装置につきましては、今、足の確保というところで安全装置以外に高齢者の足の確保ということになりますと、昨日からも申し上げておりますけれども、マイ時刻表であったり、バスの乗り方教室であったり、そういった新たな取り組みの中でコミュニティバスの利用の促進であったり、そういったいろいろな形の中で足の確保をしていきたいということで、一つは、高齢ドライバーの方の安全対策という面では、こういった踏み間違いというのが非常に問題になっていますので、その部分で町として支援をしていきたいという考えでございます。

あと、電動車椅子につきましては、あくまでも……。

- 4番（金元直栄君） 車椅子じゃない。車椅子って障がい者用のいろんなあれや。
- 町長（河合永充君） 正式名称は電動車椅子なんです。
- 総務課長（平林竜一君） 道路交通法上は電動車椅子なんです。その中に福祉車両もありますし、通常のハンドル式のやつもあるというすみ分けになっていると思います。

電動車椅子につきましては、昨日の一般質問でもお答えしましたけど、やはり道路環境ですとか、事故も結構多いというようなこともあって、そういった行政の支援というのはなかなか今のところ難しいかなとは思っています。

あと、免許返納の方策もという中で、先ほど言いましたマイ時刻表とかそういったものもそうですけれども、免許返納のタクシー1割の助成ですとか、県のほうもやっているそういう免許返納にかかわるいろいろな制度がございますので、そういったものもさらにPRをしていきながら、免許返納はそういった面でいろいろな恩恵といいますか、免許返納することによっていろいろな制度があって、

それが受けられるということもPRしていきたいなというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、デマンドバスは、料金体系は本当にちょっと関心事というんか、一番ここがかなめになるんかなと。有償ボランティアみたいな形で運行することになると思うんですが、そういうことでも、この日はこの人が運転する、それはやっぱりそれなりの対価があるということも含めて、確保できるんかどうかということも含めて進めることになると思うんですね。本当に実証実験の中で、コミバスと一緒に走っている中での実証実験というのは僕はちょっとわからんのですが、それはそれとして、何かきちっとした形で示す方向性を、やっぱり町としても持ちながら臨んでほしいなと思いますね。どうしていくんかって。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これをやるに当たって、地元説明会も職員が行ってくれてます。その中で、やはり何でこのエリアだけ有償になるんだという意見ももちろんあったとも聞いてますが、大体おおむね、便利になるんやったらもっと、もっとではないですけど、料金というのは仕方ないよねと。場所によってはワンコインまでならというお話もあったようですが、それはちょっとどうなのかなと、高いのかなとも思いますが、一度しっかり、持続可能なサービスにするために、どれぐらい料金をいただかなければいけないか、また有償ボランティアの皆さんにお支払いする、そういったのもあわせて、しっかりとこの試走期間に設定をしていきたいなと思います。

今、コミュニティバスと一緒に走らせてますと、やはり新しい取り組みですので、あわせながらやっていく。ただ、方向性をしっかり示さなければならない。ずっと一緒に走っていると無駄になりますので、来年度にはどちらかをやめてどちらかを残すとか、そういうふうな方向性はやっぱりしっかり、来年の当初には説明、予算化はしていきますけど、来年の当初のときには、いついつのときまでの予算は持たせてくださいという、そういった意味でも方向性が示せるとしますので、またよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、このコミバスにしても、今度の新しい取り組みにしても、それがあらかどうかというだけで、やっぱり住民は、時間は不便やとか何とかいろいろ言うんですよ。でも、安心感の保障になると思うんやね。ここが大事

なんで、そこはやっぱり行政としてつかんで、握って、離さないようにして進めてほしいということです。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） これ、魅力的な事業の取り組みだというふうに思っております。これを本年度、試験的に試行するということですが、また来年にも次年度にもつなげて、なおそういった永平寺町での魅力ある、貨客混載ですか、に向けて夢のある事業だと思いますんで、これらについても、次の次年度の予算のためにもこういった車両の快適性というんですか、そういった訴えるものも必要ではないかなと。

ただ、言うと、先ほども地元のドライバーが運転をなさってと、やはり若い者だけで、力のある方だけでもないと思います。ですから、荷物を出し入れするとか荷おろしするとか、そういったこともやっぱり計画に入れてね、誘発性のそういった快適性とか、そういうふうなものも考えて取り組む。次年度ですよ、それについてはね。今は補正ですからあれですけども、そういったことも考えていったほうがいいかなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） この試走運行をするに当たりまして、有償ドライバーの方には、国土交通省指定の運転者の講習会というものを受けていただくという必要がございます。そういった中で、快適性というのはちょっと車両の問題になるかもわかりませんが、安全性という面ではその講習会等、また人を運ぶわけですから、そういった留意すべき事項とかそういったものを、講習を受けていただいて快適に人を運ぶような形をとっていきたいと思います。

また、車両につきましては、今後また検討していきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） デマンド型交通のほうなんですけれども、これ土日の運行がないということで説明を受けているんですけども、これ本当に地元の方、説明会などでご理解をいただいているのかなというところをお伺いしたいのですが。

やはりこの志比北ですとか、1回乗りかえしないと福井まで行けないような、勝山まで行けないような地区の方々って、本当にお困りだと思うんですけども、

私も今は最低、可能な限り電車で通勤したりするようにしていて、その中でその乗りかえしながら仕事に行っている主婦の方ともお話する機会も多いんです。そういう方、本当にやっぱり困るんですというお声もいただくんですけれども、働いてる方々からすると、土日の運行がないということは、土日に働く職場、介護施設であるとか、病院もそういったものになると思いますし、永平寺町ってそういう場所も多くなってくると思いますし、サービス業なんかもそうですね。そういったところ、土日、私は働けないんですみたいな状況になってしまったりするのかななんて思うんですけれども。

デマンド型交通促進事業は、今、高齢者の方を主に考えられてると思うんですけれども、車に頼らないで通勤をしている、自分はちょっと車の運転が苦手だなと思っている、少し年齢高目の主婦の方とかもいらっしゃるわけなんですけど、そういう働いている方のサポートという視点では、やっぱり土日がないと困るのかなと思っているんですけれども、地元の方は納得いただけているのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 地元説明会の中で、土日も運行してほしいという意見もございました。ただ、試走運行の中で全てのニーズを、いきなり全部サービスを盛り込んで運行するというのはなかなか難しい面がございます。そういった中で、優先順位を考えたときに、やはり高齢者の外出支援という面ではまず取り組んでいきたいという中で、これも地区説明会の中でいろいろな高齢者の方のニーズを聞くと、病院へ行くとかそういったニーズが多くを占めている中で、やっぱり平日の病院へ行く時間帯ということをにらんで、今回、まずは試走運行という形でさせていただきたいと思ってます。

そういった中で、だんだん運行する中で、改善点なりそういうニーズが出てくると思いますので、最初にこれだからということで固執するのではなく、そこは柔軟な形で対応できればしていきたいと思っておりますけれども、まず、先ほども申しましたように、地元の方々の有償ドライバーによる地域の方による地域のための足の確保ですので、そういったところを今後重点にやっていきたいなと思ってます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、財政課関係、6ページを行います。補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、財政課関係についてご説明申し上げます。

予算説明書6ページ左でございます。

歳出につきまして、款2総務費、目4財産管理費、基金積立金の200万につきましては、6月議会において財政調整基金に積み立てることにしました森林環境譲与税について、9月の補正財源とするため、取り崩すものでございます。

歳入につきまして、戻りまして、3ページをお願いいたします。

財政課関係でございますが、合併特例債1億2,300万円、前年度繰越金602万3,000円をお願いするものでございます。

以上、財政課関係の9月補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっとこれに合わせてほかのことも調べていたものですか。済みません。

いわゆる森林環境税に基づくお金の使い方ですが、前もちょっと説明会のときには言ったんですけど、やっぱり庁舎に使うのはおかしいと。そこはきちっとしてほしいなと思うんです。例えば、地元の木材を使うわけではないわけですね。県内とは説明がありましたけれども。そこはね、やっぱりどう考えてもここは整合性がない。特に森林環境税は森林の整備にということですよ。使い方がいかどうかを尋ねていいよという問題では、僕はないと思っているんですね。

例えば、この永平寺なんか、特に旧松岡あたりは、森林でいうと大径木。大径木というのは、普通の60年生ぐらいで切って工事にするというんでなしに、100年、200年という木を育てているところなんですね。そこらは一定年数たつともう、間伐は県の事業でバイオマスに持っていくのに優先的に補助金なんかをつけて切っていますけど、現実的に一定年数たった以上の木については、枝打ちとかそういうのは支援もないという状況があるわけですから、そのことを考えるとね、単に自分らが活用する間伐にだけは補助金を出すという、その間を縫ってこういうのをきちっと使って育てていくということではないかなと私は思っています。それが一つ。

もう一つは、6月の説明では、基金条例を次には示して、基金を設置してそこへ預けるんだというのは、結局はそれが整備されなんですね。それなのに基金から出てるということになるので、これもおかしいなと思っているので、その

辺はいかがなんでしょう。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 森林環境譲与税につきましてのご質問でございます。

これにつきましては、6月の議会にもその制度の仕組みを農林課のほうから細かく親切に説明させていただいていると思います。

この中身をもう一度繰り返させていただきますけど、使途の内容ですけど、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に充てるということをやったでございますので、6月議会にもそういうふうなご発言をいただきまして、私のほうから、木材の利用についてもその制度的に設計されてますよという答弁をさせていただいていると思いますが、今回も同じく、やっぱり木造の活用についても充てることができるという認識でございますので、その点ご理解をいただきたいと思うのが1点。

それと、先ほど条例改正のお話につきましてですけど、担当課は12月を予定しておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 基金のないところからお金が出てるといふ会計上の説明になっているので、そこはちょっと、少し考えたほうがいいのかと思うのが一つ。

それと、目的ですけど、現実的には地元産材というのはほぼ使わんわけですね。そういう大きい建物になれば、合掌を組むにしたって、ヒノキで合掌を組むということはなかなかないと思うんですね。例えば外材になるわけですね。その割合なんかは県では一定決められていますけれども、県産材を使った家ということで支援もある制度になっていますけど、僕は、町にわざわざ、町の森林整備のために使うということで、ある意味、特定財源みたいな形で来ているお金をそこへ使うのは、幾ら何でも町の裁量としてもおかしいんじゃないか。そこは、もっときちっと残しておいて、使い方については十分考えていく、相談していくという話ではなかったんかと思っています。そうやったんやね、たしか。こんなあっさり使うとは思ってないので、そこは、庁舎については自己財源でやっぱりきちっと建てるんですから、そこはそれなりの方向性というか、もしくは、当然合併特例債なんかもあるわけでしょうから、それで賄うと。こんなこと言っただけですが、200万ぐらいのお金をここへ使ってしまうというのは、ちょっと寂しいんじゃないか。

ただ、町が森林の林道整備とかいろんなところに町単でお金を使っていたという、それは評価してますから、それと切り離しての、これは目的が決まったお金ということで、もう少し慎重に扱うべきでないかと思うんですが。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 担当課のほうから町の森林組合へ、町有材木の活用とか間伐材の活用について協議は既にさせていただいておりますが、それを今ここで活用するということは現実的にはなかなかできかねてみたいでございます。町としましても、町有木材についての振興については担当課のほうから、逐次森林組合と協議をしているという報告も私のところで受けておりますので、その点をご理解をいただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（山田孝明君） それに関連してですが、後ほどの補正予算、そっこのほうでも説明させていただこうと思っていたところです。

ついでには、今回のお願いしている工事費の中に、先ほど議員さんおっしゃられた県産材、これの使用を県のほうからも推奨されております。なおかつ、今回の設計内容を見ますと、木工事が、これ諸経費が別で3,500万ほど含まれております。そのうち、県産材の材料費としましては約580万余りあります。その580万の内訳といいますと、大型の屋根なので、その垂木というか土台、そういう垂木材がほぼ半数以上、またそれ以外の額については構造材、フローリングと違って合板とかそういったものです。

これ、県の農林総合事務所、また福井、永平寺森林組合のほうにも問い合わせたんですけれども、例えば県産材で使って合板を県外の工場とかでつくった場合に、福井県から産出されたもの、例えば間伐材とかそういったものでつくられたものは福井県産材の製品という形になるということです。また、森林組合の組合長ともちょっとお話したわけなんですけれども、構造上の、例えば垂木の太い垂木材、そういったものも、時期的なものとかいろいろありますけれども、福井の市場で業者が購入したりして加工したもの、それについては福井県の何々産の材料ですとか、そういった形での表記なり証明というかね、そういったものは当然掲載していただくということをちょっと確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 大体、説明はこれまでも聞いて知っているんですけど、私が言いたいのは、例えばこういう建物って、やっぱり間伐材を使って建てる建物ではないと思っているんです。町内からこの木を使いたいということで選んで十分いいと思うんですわ。そういうものやと思っています。だから、間伐材でつくるようなちょっとしたプレハブみたいなのは全然意味が違う。そういう内容のものにするためには、どうするんかということを見るとね、今論議していたらどうもならないですね。少なくとも1年半ぐらい前に材料を用意するということをやっておかないと、木造のまともな、まともなという言い方をするとあれかもしれないけど、いい乾燥した材を集めるということではできません。本来はそれを見越して、少なくとも半年なり1年なり乾燥させておく。それもいい材料を。本当に北向きにある谷というのは成長が遅いですから、いい杉材にしても、ヒノキなんかも、枝はあってもね、それなりのものはとれると思うんですよ。やろうと思えばできるんですって。だからかなりのお金をかけますし、そういうのならまだあれですけど。

ただ、庁舎を建てるというときにこういうお金を使うというのはいかがかなと。本来は、やっぱり目的を持って慎重に検討して考えるという話でもありましたから、こんなあっさり使われるというのは、僕は非常に残念に思います。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 森林環境譲与税のことですが、これの割り振りというのは、まず人工林面積が50%、それから人口割が30%、それから林業就業者の人口割が20%ということで、正直言いまして、都市部でいきますと山がなくても人口割でお金が来ることから、当然、森林整備にはお金が使えないということから、この木材利用の促進とか普及啓発に使えということで割り振りがされております。

本町の場合、この利用促進のところで、町みずから整備する施設の木材利用ということで、まさに今、ちょうど31年からお金が来ることから、今のタイミングしかないということで、今後、公共施設がいつ建つかわからない状態で、タイミング的にも今しかないということで、ことしについては400万しか来ませんが、そのうちの半分については公共施設に使いたいということで上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、総合政策課関係、6ページから7ページを行います。補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） それでは、総合政策課関係の9月補正予算についてご説明申し上げます。

予算説明資料7ページ左をお願いいたします。

企業立地促進事業、補正額191万1,000円でございます。この事業は、永平寺町企業立地促進条例に基づき、町内へ企業進出した製造業などの企業に対しまして、用地取得費、町内雇用、固定資産税等への助成を行うことにより町内への企業立地を促進させるもの、あるいは町内雇用を促進させるものでございます。条例適用の認定を受けている企業に対しまして固定資産税が確定いたしましたため、その助成分の補正をお願いものでございます。

なお、令和元年度の助成の内容は、対象企業1社で、償却資産に係る固定資産税に対する助成でございます。

同じく7ページ右側をお願いします。

地域コミュニティ活動支援事業、補正額42万4,000円でございます。この事業は、永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金交付要綱に基づき、地域活動を行う団体に対し、集落センターの改修等に対する補助を行うことにより、地域コミュニティ活動や青少年の健全育成を図るもので、補助金交付要綱に基づき交付するため、今回、補正を行うものでございます。

以上、総合政策課関係の9月補正のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 7ページの右側のコミュニティ会館整備支援事業ですけれども、今回、補正で42万4,000円。これは1カ所なのか、2カ所なのか、該当のする件数いうんですか、それを確認します。

そして、これ6月の補正でも2カ所の助成金が、補助金が計上されております。6月に2件、そして今回、ちょっと何件かわかりませんが42万4,000円ということですね。これは要綱を見ればわかるかなと思うんですけれども、都度の申請でやるのか、町内から出てくる、何かその期限があってやるのか。予

算計上からいきますと、また次出てくるのかなという思いがあるんですけども、そこら辺ちょっと確認します。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、今回の助成については、1地区からの助成申請に基づくものでございます。

また、助成申請につきましては、それぞれの地区によってさまざまな事情があると思います。改修に係る区民の意識の醸成とか、あるいは、例えば緊急を要するものとか、そういうようなものを勘案しますと、やはりなるべく年度当初一括というのではなくて、その都度助成していくほうが地域のためになるというような観点から、今回、補正をお願いしたものでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ、暫時休憩いたします。10時10分より再開いたします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、福祉保健課関係、8ページから9ページを行います。補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、福祉保健課関係、9月補正に係る補足説明を申し上げます。

まず、8ページ左側、障害者福祉事務諸経費ですけれども、1,000万円の増につきましては、現在、障害者福祉サービス事業を行っております事業者が事業拡大に当たり施設を新築するというところで、その費用の一部を要綱に基づき補助するというところで、補助金の増1,000万円でございます。

事業概要としましては、延べ床面積が379平方メートルの木造2階建ての建物を新築するというところで、9,955万円の総工費になっております。国、県の補助金が5,700万円で、町の補助金が上限1,000万円、自己負担金が3,255万円で計上されております。年度内に着工して年度内完成を目指しているということでございます。財源としましては、地域福祉基金として1,000万円を繰り入れる予定でございます。

右側の翠荘施設管理諸経費46万2,000円の増につきましては、現在、永

平寺保健センターで行ってございました筋力トレーニングの事業を翠荘のほうに移設するための移設費用でございます。筋トレの機器の移設料として46万2,000円を計上するものでございます。

9ページ左側、元気長生き健康づくり推進事業110万8,000円の増につきましては、現在、保健師1名が病気のため休暇をとっております。健診時の介助の補助というところで、看護師1名分の賃金を補正するということです。現在、もともと賃金で持っておりました看護師さんに業務をふやしてお願いしているところでございますので、9カ月分の補正ということをお願いしたいと思っております。

以上、福祉保健課関係の補足説明といたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） これは、9ページですね。9ページの右側の保健師さんが病気ということで、これこんなことを、個人的なことで、出産とかそんなんじゃないかと、病気療養ということですか。というのは、保健師さん、大体何人いらっしゃるんかという、またあと、今後仮に、前の町の採用のところでも保健師さんの話も出てましたわね。そんな関係もあるので、一応今回は看護師さん1名、いろんな仕事量の関係で入れるということになってますけれども、今、病気療養も必要ということであれば、次の採用のところの枠組みの中でね、考えていくとか、そういうことも考えざるを得んのかなと私は思うんですね。例えば、病気療養もありますけれども。

だから、そういう面を考えると、今後の採用のところでも若干なりのそういう含みを考えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこらあたりの考えはいかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 1名につきましては、病気療養でございます。年齢的なこともございますので、採用につきましては、総務課と十分協議しながら対応していきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ぜひそのあたりは総務課も含めてご検討いただいて。今後、保健師さんの力というのは、支え合いのまちづくりも含めて、それから今後、町

立診療所が建って、私も一般質問でしましたが、町立診療所、当然病気を治すの
もあります、それぞれの地域に入ってどういう活動をしていくかというのが大
きなウエートになってくると思うので、そこらあたりも考えると、保健師さん
の要員の増加というのは必然的なものが見えると思いますので、ぜひそこらあたり
は考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。総務課初め、理
事者の長のほうも考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 8ページの右側の筋力トレーニング機器の移設。これにつ
いて、永平寺保健センターから福祉総合センターへということで移設をすると。
この翠荘のこれ、どこの部署というんですか場所、室内の、施設内のどこにこの
トレーニングセンター機器を移設するのかちょっとお聞きしたいと、確認したい
と思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 翠荘のお風呂へ行く手前に現在、機能回復室とい
うのがございます。機能回復室ということで、若干ガラス張りになったようなお部
屋で、マッサージ機なんか置いてあるところです。そのマッサージ機につい
ては、使える物は大広間の縁側のほうに移設をしまして、全部ではないんですけ
れども、機能回復室のほうに筋トレマシンを搬入するというので対応する予定
でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 障害者施設への補助の問題で1,000万円。これを出すの
はちっとも異論があるわけではございません。ただ、どこの条例で上限1,00
0万と決まってるんですか。5,000万円になってるんじゃないですか、上限
は。その根拠条例をちょっと示していただくと。上限は5,000万でなかった
かなと私は思ってるんですけど。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） その条例は、申しわけないですけど、私の中ではち
よっと認識してないんですが、補助の根拠としては、要綱を作成いたしました。
永平寺町障害者（児）施設整備事業補助金交付要綱に基づいて、国、県を除く対
象経費の2分の1を対象としております。上限としましては1,000万円にな

りますので、そういう判定でございます。

規則としましては、永平寺町の補助金交付規則にのっとります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これ、旧松岡時代に条例をつくって、それを引き継がなんたんですかね。たしか残ったと思うんですけど。だから、要綱だけでなしに、条例もきちっとあると思って僕は考えているんですが、いつも、何か前にもそうやったと思うんですね。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 永平寺町、それから旧松岡においても、障害者関係の施設に対して補助をした実績はないと思っております。議員おっしゃるのは、介護保険事業所等の勘違いではないかなと思うんですが。

以上です。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時23分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 補助金の制度というか、事業所に対する補助については、数年前からいろいろ検討しておりました。事業所さんとしても、現在の位置で改装して対応するのか、もしくは新しい土地を求めて対応するのかというところではいろいろ悩みがあったようです。

その間も、町としてもいろんな事例を調べまして、近隣の市町においては上限1,000万という例もございました。ただ、国、県の対象となるかならないかということもちょっと判断にはつくようで、町としましては、国、県の補助が仮につかない場合でも上限1,000万なら例としてあるので、予算としては認められる可能性が高いなということは十分お話をさせていただいたところがございます。

今回、国、県の補助にも十分該当するような事業となったことですから補正をお願いするものでございます。国としましては40%、県が20%、残りの2分の1を町が対処するということでは、1,000万上限というのは妥当な線か

などいうところを思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実は、アニスに対しては、たしか上限5,000万円の補助をしたと思うんですね。ほかの、いわゆる介護関係の永平寺ハウスの土地の売却についても、僕は、そういう支援も含めた単価の決め方だなどと思って見ていました。ただ、補助金とそういう土地の売却との関係では、きちっと区別したほうがいいというのは私の当時の意見でした。

それと、特に障がい者を持つ家庭というのは本当に心身ともに大変な状況があるので、そこは上限1,000万円ということでもいいのかどうかは別として、やっぱり条例で、要綱というだけでなしに、条例できちっと位置づけた支援体制を組んでおくべきだと。介護保険が5,000万円で、これはその5分の1というのはちょっと上限設定には疑問があると私は思ってます。そこはそれなりのことを。

特にこの永平寺町は、共同作業所とかそういう障がい者の施設って、旧上志比村ではそういう支援をしていたことはありますけど、それ以外はほとんどなかったんですね。はあもにいさんは、そういう中でも重度の人たちを抱えている親御さん中心になって、やっぱりそういうところで、補助もまともにない中で運営を始めたというのがあったと思うんです。そういう意味では、本町にとっては非常に奇跡的な条件やったんかなと。

そういうときにそんなことをいろいろ考えると、今後、共同作業所なんかも解消の話なんか進んでたり、実際始めているところがあるようですけれども、そこらも含めて一定の支援策を考えておくべきではないか。それも要綱、要綱といえば自分らが好きなように変えられるということにもなりかねませんから、やっぱり条例できちっと位置づけておいたほうが、それは町の法律ですから、それに基づいた取り組みをやっぱりやっていけるようにする。そのときには社会福祉法人であっても、いわゆるNPOでも、NPOはどこでもいいというわけじゃないですよ。きちっと実績のあるところについてはどう扱うんかと。特に経営が安定できるような条件づくりというのは大事です。国の方針によって、いわゆる共同作業所なんかはまともに運営できないような状況がやっぱり続いているところがありますからね。そういうことを十分考えながら、やっぱり立地自治体としては支

援策も含めて十分考えていくべきではないかと私は思っています。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、共生社会という、所信でも申し上げました。やはりこれから、本当に数年前、介護には本当にいろんな支援があるんですけど、この障がい者の皆さんの施設とか、こういったのにはなかなか支援が少なかったというのもありますし、またこの数年、いろいろな方々、また議会からお話ある中で、障がいにもいろいろな障がいがあって、また永平寺町の方もほかの自治体でお世話になっているというのがあります。町としてもいろいろ、この支援のやり方ちょっと少ないよねという中で、数年前、福祉課と一緒に今回のこの要綱、また規則を制定して、また、去年の基金の積みかえですか、そのときもこの福祉基金のところをちょっと充てていったというのがあります。

今、金元議員おっしゃられるように、しっかりと、今の町はそういったふうに支援をしていこうという方向ですが、法律、条例とかそういったものにもしっかりと明記できるようにまた研究をしていきたいなと思いますので、またご理解よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、9ページから12ページを行います。補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、子育て支援課関係の説明をさせていただきます。

予算説明書の9ページをお願いいたします。

右側、母子福祉事務諸経費の非常勤職員賃金を保育園運営諸経費に組み替えをお願いをするものでございます。

10ページをお願いいたします。

左側、保育園運営諸経費におきまして、非常勤職員賃金1名分を母子福祉事務諸経費からの組み替え及び幼児教育無償化事務に対応するため、非常勤職員を1名増員する補正をお願いしております。この賃金につきましては、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助対象経費として、全額、国庫補助金の対象としております。

右側、幼児園給食運営諸経費におきまして、財源組み替えをお願いしております。幼児教育無償化により、3歳以上児の児童の給食費が10月より月4,50

0円の実費徴収をお願いすること。また、第3子以降の児童につきましては、県のすくすく事業の補助により給食費が免除になるため、その免除される額の2分の1が県補助金として歳入されることから、県補助金、またその実費徴収分の財源の増額分を一般財源より減額するものでございます。

11ページをお願いします。

左側、児童館運営諸経費におきまして、使用料、賃借料で4万4,000円の増額をお願いしています。やすらぎの郷分離改修工事に伴い、上志比児童館に新たにケーブルテレビの回線と新設する経費、また関連する経費の増でございませう。

右側、放課後児童クラブ運営諸経費におきまして、一般電話回線を導入するための経費をお願いしております。10月より松岡児童クラブが松岡福祉総合センターから松岡小学校内に移転する関係で、一般電話を新設する必要がございませう。

12ページをお願いします。

左側、幼稚園運営諸経費におきまして、扶助費9万6,000円の補正をお願いしています。この補正は、永平寺町の児童で町外の私立幼稚園に入園している児童の幼稚園授業料を幼児教育無償化により町が給付するためのもの、及びそのうち1人が第3子として給食費が免除になるための給付費でございませう。

右側、幼稚園給食運営諸経費におきまして、幼稚園の給食運営諸経費同様、児童の給食費実費徴収に歳入、第3子以降の児童についての給食費免除による県補助金の歳入分を特定財源に充て、その分の一般財源から減額する財源組み替えをお願いするものでございませう。

以上、子育て支援課関係の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ次に、農林課関係、13ページを行います。補足説明を求めませう。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課所管の説明をさせていただきます。

13ページ左側をお願いいたします。

事業名が中山間農業集落支援事業、補正額45万円でございます。これは、平成30年度まではいきいき地域営農サポート事業というのがございませうが、こ

の中で、農業ボランティア事業、それから農作業受託支援事業というものをやっておりました。今回、県の6月補正におきまして、中山間地の省力化機械等整備事業というものを新規に加えまして予算化し、事業名も変わっております。これに伴いまして、本年度は、サポートセンターの事務費5万円、それから農作業受託促進助成として40万円、これ従来のものでございますが、これを予算化するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今の説明で、今回、新規に省力化機械等の整備事業、この事業が2つあって、今回予算出してます農作業の受託に対する補助、それから2つ目が、今申し上げた省力化機械等の整備事業ということですが、この省力化機械の整備事業については今年度は実行しないのかどうかということ。

それから、今回提出されました農作業受託の助成金、委託促進の助成金ですが、これも、これの前提として2,000アールという面積が出てるんですけども、これは、この事業を行うに当たって、たしか計画が必要だと思うんですけども、その計画の中でしっかりとその現状を見て今後の、今年度残り、実質、農作業といいますともう3カ月か4カ月ぐらいなんですけれども、それを見込んで2,000アールということと、それから単価の200円というものを計画の中ではっきりしてここに計上されたのかどうかということを確認させていただきます。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、省力化機械等整備事業というものでございますが、これは、事業主体は農家さん並びに団体になりますが、まずラジコン式の草刈り機がございまして。それからヤギを活用した除草、それと農薬散布に用いるドローンと、こういったものが対象になっているわけなんですけど、これの対象要件は、20分の1の急傾斜地を含む農地、要するに中山間エリアでないとだめだということもありますし、また、面積要件もそれぞれございまして、これをクリアするためには非常に限定されてくる話かなということがございまして、今すぐに準備はできないということで今回は上げてございませぬ。当然これについては、中山間エリアについては打診をして、要望があれば今後予算化していこうというふうに考えてます。

それから、作業受託の件でございますが、これはそれぞれ計画を立てて県に申請をして、収入をもらって補助をするということでございますが、毎年、作業受託の面積が、延べですが、約37ヘクタール、それから補助金が大体70万ほど出てますが、実は今回は補正対応ということで、県は、7月26日以降の作業に対して対象としましょうということから、これも補助要綱にその単価が載ってございまして、それぞれの、今からですと収穫、脱穀というような形になるのかなと思いますが、こういった単価を利用して積算したというものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、商工観光課関係、13ページを行います。補足説明を求めます。
商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） それでは、商工観光課関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。

13ページ右側をお願いいたします。

事業といたしましては、吉峰寺キャンプ場施設管理諸経費でございます。補正額45万円で、内容といたしましては工事請負費で45万円を計上してございます。

内容といたしましては、経年劣化してございます吉峰寺キャンプ場内のトイレの外観塗装がかなり傷んでおりまして、放置することでひび割れ、また漏水、またコンクリートの躯体への影響があるということで、本年度、補正をして対応させていただきたいというものでございます。今年度、年内の完成を目指して工事をさせていただきたいと思います。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、上下水道課関係、14ページを行います。補足説明を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、上下水道課関係の補正内容についてご説明いたします。

説明書の14ページ左側をお願いいたします。

農業集落排水事業会計繰出金、補正額95万4,000円につきましては、農業集落排水事業特別会計の9月補正予算の財源として、一般会計からの繰出金を

計上するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、上志比支所関係、14ページを行います。補足説明を求めます。

上志比支所長。

○上志比支所長（山田孝明君） 説明書の14ページ右側をお願いします。

科目としましては総務費の中の支所費、事業としましては支所施設の管理諸経費。今回補正をお願いしますのは1億2,700万円。これは工事請負費です。

補正の理由としまして、ここにちょっと書いてあることが若干修正となりますが、支所解体工事が当初、ことし10月中旬というふうにしておりましたが、昨日の一般質問でも若干説明させていただきましたが、9月6日、先週、アスベストの分析結果報告がありまして、その内容を見ますと、建物内に、当初、煙突部分はアスベスト処理を見込んでいたわけですが、それ以外に大きく3カ所の分析、検出の報告がありました。レベル的には1から3までありまして、2から3ということによってちょっと変わるわけですが、いずれにしても、封印というか囲いまして、その処理工事、作業をしなければならないと。そういったことも含めまして、今現在、請負業者とその工法、また工期的なことを十分打ち合わせをしている状況であります。今の現在のことを言いますと、それに1カ月から2カ月間その作業にかかり、また福井保健所、福井健康福祉センターの確認等も必要となることから、一応12月の中旬、下旬ぐらいに完了を見込んでおります。それを完了することによりまして、継続して支所の新築工事をするのを計画し、今回、予算計上させていただきました。

なお、工事概要としましては、大きく上志比支所の建築工事、これは建物本体ですが、一式。内容としましては木造ラーメン工法。ラーメンといいますのは、大型のはり、大型の桁を使用し、なおかつ集成材、構造計算上、普通の在来工法の杉の木材の柱ではもたないということから、大型の集成材等を利用しました工法であります。平屋建て、また鋼板ぶき、面積的には334平米でございます。また、それと相まって、電気設備工事関係、また機械設備工事関係、エアコンとか給排水も含めた設備関係の工事でございます。これらを合わせまして1億2,700万をお願いするものであります。

なお、この建物一式の標準工期としましては、この大きさ、また工法的なこと

を見ますと、標準で6カ月ないし7カ月ほどかかるというふうなことを報告を受けております。

以上、今回の補正の内容、また概要について、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

なお、また財源としましては、先ほどちょっと議員さんからの質問、意見等もありましたが、森林環境譲与税分200万、また合併特例債1億1,800万を見ておりまして、一般財源としては700万を計上させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今回、解体の途中でアスベストということで2カ月おくれるということなんですけれども、2つ。

アスベストがあったということが、新築にはほとんど影響しないという考え方でよろしいのでしょうか。

それから、工期が6カ月から7カ月ということですが、着工が2カ月ぐらいおくれたということで、その点、この建物、それから電器、機械設備の具体的な見積りに影響しないのかということ。

アスベストが、これは解体ですから、新築には恐らく余り影響しないのかもわかりませんが、アスベスト対応が新築にどう影響するのかということの一つ確認。それから、工期の開始がおくれたということで、今回の見積金額は変更しないのかということ。この2点を確認します。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（山田孝明君） 今回、解体工事に伴いアスベストが検出された。

これにつきましては、それは十分に、また確実に撤去というか処分するということで、それそのものが新築工事に直接影響はないと思われま。ただ、その期間を要することによって新築工事の発注がおくれるということです。その発注が、予定ですが、例えば2カ月おくれるとなれば、今のその入札に要する設計の単価、これについては、やはり労務単価も含め材料単価、若干の見直しというんか、変更もありますので、そういった設計内容の変更も必要となります。

なお、材料なんかには見積もりを徴収して算出していますが、それについてはおむね6カ月間は見積もりの金額は有効というふうなことで使えると思うんです。

けれども、労務単価関係は若干の変更は生じてくるかと思います。

なお、この建物そのもの、建物以外の外構工事、アスファルトとか融雪設備工事、そういったものも計画しており、建物の工事がおくれるとそれに付随する工事もおくれるというふうな形になるということを用意をしております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、町立診療所のと きもそうでしたけど、やはり資材不足、人手不足というのもあります。今、6、7カ月で、それがちょっとゆとりを持った六、七カ月なのか、もう一度、そういったことも勘案しての納期なのかというの もやっぱりしっかりやっ ていかなければいけませんし、資材の、設計の見直し というのも、今、資材、また人件費等高くなっ ていってます。これ実は3カ月に4カ月に一度そういう単価の見直しがありますので、またそれを設計に入れていくということで若干の変動もある と思いますので、またその点についてもご理解 いただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 木造の支所ということで、その木造ということが本当にみんなに、何とい うかな、見えるというんか感じられる施設になるんですかね。

というのは、以前、木造でつくるとい うことで、なかよし保育所を旧松岡時代につくりました。これは木造のよさを存分に出すような施設にしてほしいという話でしたが、設計のときにはそういうことは余りよくわからんのですね。現実どうしたかといったら、ほぼモルタル。あれは何やっ たいな、たしかそうやっ たな。しっくい でやっ たんやっ たかな。ほんで、木造部分 っ て余り出 ず に合板なんか がばんばん張られて、触れるところに木造感 がほとんどなくなる んです ね。ただ、当時建築した、そこの監督を やると言っ た大工は、それなりの、やっ ぱり材料を集めてい るとい うのを僕は その業界で聞いたことがあ ります。しかし、全然その木造らしさが見えないとい うことで、そうではなくなっ たとい う話も後でち ら っ と聞こえてきたことがあっ たので。

そういう意味ではね、本当に木造の、少し嫌みを言え ば、森林環境税のそれでお金を使っ てモデル的に、やっ ぱり一つの木造建築の象徴み たいにしてつくろうとしているのはわかる んですが、つくっ たときに木造感のない施設では何の意味もない んです ね。そこらはきちっ と確認している んでしょうか。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（山田孝明君） 今議員ご指摘の内容等につきましても、私もいろいろ調べたり聞いたりしました。外観上、こういう切妻の大屋根の平屋建ての建物です。外壁は一応、真壁といいまして、柱があつて、そしてその間々に外壁なり内壁があると。大壁というのは全部の柱が隠れてしまうんですけど、そういうつくりであると。なおかつ、内装を見ますと、先ほど言いましたけど木工事。大きく材料経費関係でも三千五、六百万入ってるんですけど、その大方は集成材、大きい柱、桁です。それについても中から目に見える形になってます。会議室なんかでも見えます。

また、木に触れるというんかね、直接、集成材以外で見えるところといいますと、会議室とか事務室、ロビーでも、こういう壁がありますと下の腰板、これには板張りというふうな形で入っています。また、大屋根があるんですけど、大屋根の軒下、桁、これは垂木は国産材、県産材を使いますが、垂木が全部見えるようになっているというか、木材が見えるというふうな形で設計内容というのは確認をさせていただいております。また、中身の造作材、これも県産材ですけども、全てに造作材をたくさん使っているわけではないですけども、要所要所に関する木材、そういったものも見える形になっているということを確認しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 存分にお金を使えって私は言うつもりはないですが。ただ、旧松岡の庁舎、今のえい坊館。あれのものの建物の腰板は、やっぱり松の木が有名なこの地域だけあって、松の木のまさ目の腰板を使っていたんですね。それを僕らも視察に行ったときに一級建築士も一緒にいましたけれども、この時代にこうやってそろえることができたんかねと。要するに、それくらい威信をかけてつくったということですね、当時。ある意味、町内でも県内でもいい材料があればそういうのをきちっと求めて、やっぱり触れるところについては本当にいいものを使ってほしいということをやつといたほうがいいと思う。

とにかく、A級、B級、C級って材料にはいろいろありますからね。特Aなんかもありますけど。ちょっとやっぱりいいものを使いながら進めてほしいということ、ぜひ私は求めておきます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、学校教育課関係、15ページから16ページを行います。補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管の補正について説明いたします。

予算説明書15ページをお願いいたします。

左側の小・中学校適正配置検討事業415万8,000円の補正でございます。今年度から2カ年をかけまして小中学校の今後のあり方を検討していくに当たり、児童生徒、児童生徒の保護者、高校生、幼児園・幼稚園児の保護者、一般町民など計5,350名から意見をいただくためのアンケート調査及びその集計・分析業務、また、今年度2回の開催を予定している検討委員会の資料作成業務の委託料を計上するものでございます。

右側の学校施設整備費301万1,000円でございます。吉野小学校、志比小学校、志比北小学校における工事請負費を計上するものです。

吉野小学校でございますが、音楽室の天井材にアスベストが含まれており、現在はその天井の下にもう一つ天井を設置するという囲い込みという方法で対応しておりますが、現地確認したところ、下の天井の端に若干すき間が見られたため、アスベストの環境測定調査を実施した上で、必要に応じてコーキングによる修繕を行う費用。こちらに44万円。

志比小学校の敷地と南側の民地の境界のところにブロック塀がございますけれども、この塀が老朽化しておりまして、クラックとか基礎部のぐらつきが見られるため、塀を撤去してフェンスを設置するという費用に213万4,000円。

それと、志比北小学校の防火扉2カ所の開閉不具合及び屋内消火栓の配管の漏水の対応に43万6,300円を計上しております。

おめくりいただきまして、16ページです。

左側、教育振興諸経費42万4,000円でございます。令和2年度からの新学習指導要領全面実施に向け、小学校3年生の社会科副読本というのがございますが、現在、その改訂作業を進めております。令和2年から5年度の4年分の必要数を印刷する費用を計上するものでございます。

右側の学校給食管理運営諸経費216万円でございます。4月以降、非常勤の調理員3名が退職しております。また、もともと職員の配置数が厳しいという所属もございましたので、計4名の非常勤を補充するために、ハローワークであり

ますとか広報紙、フェイスブック、個別のビラ、公共施設へのポスター掲示など
いろいろな手段で募集を行ってきたのですが、応募がなく、確保が非常に困難
な状況となっております。このため、人材派遣会社から調理員の派遣を受けるこ
とによりまして人員を確保するというための委託料、及びその人員に対す
る白衣等の費用を計上するとともに、退職した調理員の賃金を減額するというも
のでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） まず1点、15ページのところですが、アンケート調査、こ
れしてこんだけかかるということですが、そのアンケート調査の内容的なもの、
例えばこういう目的でこういうアンケートをやりたい、こういう項目をやりたい
というのがあると思うんで、機会があったらそれはいつかの、その検討委員会の
ほうにも当然いろいろお示しいただけるとは思いますが、議会も含めてお示しを
いただければと思いますが、その件が1点。

2点目は、隣の吉野小学校のアスベストのところの、すき間が生じてたとなっ
てるんですが、これは瑕疵と言うとおかしいですが、その封じ込めの工事をした
ときにもう既にあったのか。あと、何かこういう状況の中からすき間ができてき
てしまったということもあるのであれば、例えば、工法的におかしいのであれば、
その瑕疵期間というのはどうなんかちょっとあれですが、そこらあたりがどうな
のかというのが1点。

それから、16ページですが、その右手の調理員のところですが、単価が1,
350円なんです。今の非常勤職員のところは810円か820円ぐらいにな
ってると思います。当然、人材派遣ですので、当町の雇っている形での経費とそ
の人材派遣関係に対して払う経費があるということでそんだけの差額ができると
いえばそれまでかもしれませんが、現在あるところの単価と、例えばハローワー
ク等に対して出したけれども全然それが来ないとか、そういうことを鑑みれば、
当然その1時間当たりの実数ですね。今、たしか最低賃金は県は829円か、1
0月からやね。だから今までは八百十何円、ちょっと安かったと思うんですが、
その中でその最低賃金と同じようなところを今現在町が設定されているという

こともあるので、そこらあたりも含めると、ここだけの費用だけじゃなくて、今後、費用面、その単価当たりの、時間当たりの単価も当然考えていかなあかんのじゃないかと思うので、そこらあたりの考えをお願いしたい。どういう考えを持っているのか。また、そこらあたりどう調整していくのか。当然働いている方々からしてみれば、片や1, 350円で、片や云々。

それから、人材派遣会社のほうには、例えば経験者という形になってるのか、そうじゃないのかも含めて、ちょっとそこらあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） まず、15ページ左側に関してです。アンケートの内容でございますけれども、これは2回目の検討委員会でもんでいただくということを予定しております。もちろん議会のほうからも検討委員会に参画していただきますので、そちらのほうで議会からのご意見と議会へのご説明を兼ねて行っていきたいというふうに思っております。

右側の学校施設のほうです。すき間ですけれども、それほど、何と申しますか、瑕疵というようなことが問えるようなレベルのすき間ではなくて、経年劣化によるコンクリートの、季節による伸縮程度で起きたというようなすき間というふうに認識しております。

最後の16ページ右側でございます。単価のほうですけれども、現在、1年目の方は825円、2年目以降は845円という時給になってございます。今、ハローワークなりで募集していただいているんですけど、やはり応募がないということは、それが非常に安いんだという認識は持っております。これは庁内でちょっと検討する必要があると思いますが、またその時給の単価についても今後庁内で検討していきたいなというふうに思います。

経験ですけれども、一応経験は不問ということでの募集にしております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 当然、議会のほうから検討委員が入ってるというのを聞いてます。2回目のときに検討するということであれば、同時期にある程度、議会の中でもそれを事前にもらって、そこらあたりで出ている方に、ある程度要望もあると思いますので、当然その2回目の検討するのに出す事前にはもうでき上がっているわけですから、その部分を、議会にご提示いただいて、その後、対応の方々

に、いろんな意見も述べられると思いますので、そこらあたりの時間的なラグはぜひお願いしたいと思います。

それから、すき間は経年劣化。わかりました。

あと、単価のところですが、極端なことを言うと、ハローワークで高校生の時間単価が、ちょっとしたバイトに行くと1,000円あると。ハローワークでね。そんな状況の中で、給食のいろんな対応をすると大変な部分がある中で825円やね、今。出したって、ほんなもん来るわけないよと。そうなる結果的に、今現在ある方々の賃金体系の中からそれ以上が、要はハローワークに提示できないわけですから、そう考えると、前々からその単価については、現状の状況から見たら全然合わないんでないかというふうなところも常々言ってきたわけですが、ぜひそこらあたりは検討いただかないと、今後。

常に、ほんなら人材派遣会社でやっていくのか。経験を不問ということになれば、今現在の働いている方々は、ある面では経験を持ち、またはその優遇なり、また調理員資格を持っている人も中にはいるわけですね。そういう中から不問という形で人材派遣会社でほんだけの単価となると当然、不満でないですけども出てくるので、早急にそこらあたりの改善というか、庁舎内での見方、考え方というのは必要かと思しますので、そこらあたりをどう考えてらっしゃるかも含めてご回答いただければと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、アンケートにつきましては、議会から入っていただきまして、また議会の意見をその検討会で言っていただいて、それをまたほかの検討委員の皆さんと一緒に協議しながら進めていただければいいなと思いますし、またいろいろな場で、検討会が先になると思いますが、また説明の機会、言っていただければ丁寧に説明させていただきたいと思います。

それとあと、調理員の件なんですけど、今、永平寺町では各給食室に正職を1人、もしくは大きいところには2人配置をしております。今回、なかなか本当に、人手不足の中で人が集まらなくなっている。人が集まらないことによって、教育委員会、また関係部局の職員はハローワークへ何度も通ったり、いろんな人に声をかけたり、そういった仕事上、今、働き方改革を言われている中でそれが物すごく大きなウェートを占めてくる中で、今回、教育委員会からこういうふうな派遣はさせてもらえないかという提案をいただきました。

もちろん人手不足の中で、やっぱり時給の問題であったりそういったことも一

一つ一つ解決はしていかなければいけないと思うんですが、この給食だけではなく、根本的に仕組みを変えていく、システムを変えていくことが子どもたちの給食、少ない調理員の中でつくっている給食が果たして安全なのか、安心なのかというところにも視点を置きまして、その給食の仕組みをまたしっかりと皆さんと話し合いながらしていかなければいけない、そういった時代になってきたのかなとも思っております。理想と現実がある中で、やはりしっかりと現実を見据えて進めていかなければいけないところは進めていきたいと思っておりますので、また皆さんのいろいろなご意見、ご指導を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私も同じような視点になるかとは思いますが、いわゆる小中学校の適正配置検討事業のアンケートの問題ですけど、議会に示す、それはそれでいいんですけど、僕は、このアンケートというのは非常に大事で、アンケートに行政の考えがきちっと最初に示すときに入っているかどうか、ただ業者任せにしてしまうのか、そこが大事やと思ってるんですね。行政の姿勢があらわれるのがアンケートです。アンケートの内容によっては、ある意味、誘導も含めて、どんなことでもしようと思えばできるというのがアンケートだということも聞いてると思うんです。そういう意味で、最初、例えば第1回か第2回目の委員会に示される案については、行政が十分その内容まで協議してそのアンケートの内容を決めるのか。ここを業者に任せるとするのは僕は余りいいと思ってないんで、そこはお聞きしたいです。

2つ目は、16ページの右側、給食の問題がありました。率直に課長も安いと思うというふうなことを言われていたんですが、今、高校生さんがアルバイトをしたって850円ではなかなかしてくれんでしょう、いろんなところでの。やっぱり900円、950円というのが普通でないかな。それと比べるとね、825円。ちょっと驚きの、今までも聞いていても、こうやって示されると驚き。その常識がどこにあるかというのが時給1,350円なんですよね、派遣会社へ要請するという単価が。これとの関係で言うと、その合理化でどうのこうのという問題でなしに、その単価そのものがどうなんかということに対する認識はどうなのかということをお聞きしたいですわ。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、単価についてはしっかりとしていかなければいけない

のと、あと、ただ、本当に単価を上げて果たして、まずはそれが大前提だと思
いますが、上げて人が集まるのかどうなのかというところまでの、今、課題にな
ってると思います。それは学校、教育委員会に聞いていただければいいと思いま
すが、本当に職員が、人がいないということで悩んでいます。

それとあと、アンケートにつきましても、誘導でないのか、行政が誘導するの
ではないのか、アンケートはそういうのが大事。だからこそ議会の代表の方にお
示しして、また検討委員会でもしっかり、こういうふうなアンケートを公平に出
しますよというのを諮った上で出させていたいただきたいなと思っておりますので、
ぜひ議会から検討委員会に入っていただける方を、議会の代表としてまたしっか
り議会のほうにも説明をしていただきたいなと思ひますし、議会としての意見を
またその検討委員会でぶつけていただきたいなと思ひますし、町としてもそ
ういった方向性をしっかりと説明させていただきながら、アンケートを出した後
に「いや、ここがちょっと誘導してるのじゃないか」とか、後から何か言われる
前に、やはり皆さんと一緒にこういうアンケートで1回行きましようというふう
なスタンスで建設的な議論が進むようにしていきたいと思ひますので、また議会
のご協力をよろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 適正配置についての件なんですけど、今、業者に全て丸投
げするんじゃないかというふうなことでしたけど、こういうふうな思ひは全くご
ざいません。

それで、私、全協のときにも、全員協議会のときにもお話ししましたように、
適正配置と並行しながら、今後予想される少子化をもとに、本町の教育のビジョ
ン、これからどういうふうなビジョンで子どもたちを育てていくのかというふう
な、そういうふうなビジョンを、やはりある程度皆さんにもお聞きしたい。そし
てそのビジョンを達成するためにどういう学校経営マネジメント、やっぱり結局
方法ですね。そういうふうなものも、できれば皆さんに問いかけていきたいとい
うふうに私自身は思っています。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

○4番（金元直栄君） いやいや、質問に答えて。

○町長（河合永充君） 単価、単価。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 単価については、先ほどから課長のほう、それから町長の

ほうからも話がありますように、なかなか給食調理員、非常に仕事の内容がハードで厳しい面もありまして、単価がやはり安価だというふうなことで、それも含めて、なかなか募集しても来ていただけないというふうなことで、私も何人も当たってきたんですけどなかなか見つかりません。そういうことから、今回は急場をしのぐというふうな形でこういうふうな方法をとらせていただきましたが、やはり今後は、ちょっとその辺の改善も考えながら検討を進めていくべきではないかというふうには私自身は思ってます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 学校の適正配置の問題ですけど、アンケートの問題で、町長に私に対する偏見があるんじゃないですか。僕が言ったのは、町がアンケートの内容に町の姿勢が一番あらわれると、だから町が考えて示してくださいと。それを見て、やっぱりこういうのを目指してるのかなというのを見るのが僕らの仕事です。僕は町の、町長の姿勢を見たいんです。いやいや、だからそういうことですよ。行政の姿勢が一番あらわれるのがアンケートの内容だから、十分庁内で検討してそれらを、できたら町の姿勢がわかるのが一番いいのかなとは思いますが、そういうことでしたほうがアンケートにも回答しやすい。疑心暗鬼で回答するよりかはいい。

2つ目はね、まちづくり、地域づくりの視点もやっぱり入れてほしい、アンケートの中に。そういう思いもありますので。町長、偏見あるんじゃないですか。僕は率直に思います。

2つ目、人材派遣会社に、確かに僕は保育士さんなんかも、園長先生に、自分のところに不足保育士さんを確保せいと言われてて、もう本当に大変なんやと、やっと育ってきたと思ったら単価のいいところへ行ってしまうという話も僕は聞いてます。そういう意味では大変やと思うんです。ただ、給食のこの問題で言うと、一つは、やっぱり派遣会社から来ていただいてコミュニケーションがうまくいくのかというのがあります。定期的に交代させられてしまうという場合もあり得るんですね、派遣会社の場合は。継続性というのがいいものになる場合もあるので、そこらがちょっと心配。

2つ目は、単価の問題も関係するんかも知らんですけど、派遣会社から永平寺町内の人派遣されてきたらどうなるんですか。何か、ちょっとこれ悲惨ですよ。さっきこれ上田さんが心配してたんですけど、単価の違いが、それが表に出てくる可能性があると思うんです。そこはやっぱり十分考えて、本当に大変でし

ようけれども。人材派遣会社、確かに安直で楽なんかも知らんです。言い方は悪いですけどね。だから本当に、今働いている人たちとか人材を求めている部署がやっぱり安心して人材確保に動けるような、そういう条件づくりというの、あと任用職員の問題も出てくるので、そこではまた、かなり何かいろいろ言いたいこともありますけど、それも含めて十分お誘いできる側が自信を持って言えるようにしていくことも大事なんではないかなということだけは僕言っておきたいと思います。ぜひ考えてほしいと思います。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 今回の適正配置については、諮問するのは私、教育長が諮問というふうなことになってますので、その辺のご理解はいただきたいと思いません。確認をさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 全く偏見はございませんので。

ただ、僕がいつも前から言っているのは、逆に皆さんのいろいろな思いの中で、それが同じテーブルにのったときに、やっぱりみんなの、逆に言うと、一緒にしたほうがいい、一緒にしたくない。一緒にしたほうがいいと言う人は、一緒にしたくないと言う人の意見を聞く。凝り固まってそこに行くのではなしに、みんなで議論していく。これが大事だと思っております。

やっぱり、今回、何回もちよっと強調させていただいてますが、議員の皆さんの意見というのももちろん大事にしなければいけないなと思いますが、議会として、じゃ、どういうふうな方向性を持っていただけるのか、またこの行政の案に対してどう修正をしたほうがいいのか、これはもっとやったほうがいいのか、そういったことをいただけると、より、スムーズとは言いませんが、前に前に進んでいくことができるのかなとも思っておりますので、ぜひ議会としてのいろいろなご意見をいただければいいなと思っております。

やはり一番……、ちょっと休憩していただけますか。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

山口副町長。

○副町長（山口 真君） 私のほうからは、調理員の単価の件でございますが、まずは調理員の単価については、他市町との比較とかそういったことも参考にしながら、これまで決めてまいりました。それでは人が集まらないということで、この派遣会社からの人材派遣というようなことに初めて今回取り組んだわけですが、これを恒常的にするつもりは全くありませんので、今回、緊急避難的にこういう形で人材を確保させていただきたいということでお願いしているところです。

来年度から会計年度任用職員という形で、非正規の方の労働環境の改善というようなことで制度も変わります。その中ではそういった条件面とかいろいろな面で改善されていこうと思っておりますし、それから単価の面でも、できるだけ社会全体としてももう少し上げていただこうだというような、そういう制度改正やというふうに思っていますので、その中で検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町長は、学校のいわゆる適正配置の問題、アンケートの内容で、いろいろ議会でも議会としての方針を出せと言うんですが、議会の性格としては、それはそういうこともあっていいのかな程度なんですね。どうも議会、議員に対する課題、その、何か過大な課題を要求しているように僕は思うんですね。

もっとやっぱり、行政の長は長として、自分はこういうまちをつくっていきたいということはどうするんかというのを、いろんなアンケートでも、いろんな問うのは当然ですけど、そういう中にもあらわれるようにしていってもらうのが、やっぱりそこで協議する側も安心して協議できる。行政の意向も全然わからずにまるっきりゼロから論議してくださいというのは、ある意味ひきょうな話ですって、それは。言葉は悪いですけどね。町長がやっぱりもっとしっかり示してもらうことが町民の安心にもつながると僕は思っているんで、そこはね、ぜひ求めていくのが議会の仕事ではないかと思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 例えば、今ここで「統廃合します。やります」と言ったら、もう議論する場がなくなる。本当の住民の声を聞く機会もなくなる。また、PTAであったり地域の方であったりいろんな方々の話を聞いて、その中で判断するために皆さんに諮問をお願いする。ただ、その中では、これからの町の課題であ

ったり抱えている問題、人口減、そういったことも、その各いろいろな分野の皆さんにしっかり説明した中で、それでもこっちのほうがいい、こういいというのをしっかりお願いするのが今回の検討委員会になると思っております。行政として、また政治家として、町長として、いろいろな思いはありますが、どこかに偏ったら、やはりそこには問題が発生するかなと思いますし、また、この学校の再編、また幼稚園については、日ごろから議会のほうからもいろいろな議員さんからいろいろなご提案をいただいておりますので、また各地域、エリアからも議員さんが出られてきておりますので、そういったいろいろな角度で検討して行って、そして方向性を示していくことが大事かなというふうに思っております。

今回の幼稚園につきましても、今、答申をいただきまして、役場内で、じゃ、どういうふうに方向性を持っていこうか、これも9月の25日か24の全協には方向性をお示しをさせていただこうかなと思っております。ただ、それについても皆さんがこうこうこうこうこうではなしに、じゃ、こういうふうな方向がどうだとか、そういった建設的な意見をいただいて、また再度皆さんにお示しする、修正をしていく、そういうふうな形をとっていきたいなと思っておりますので、決してひきょうだとかそういったことではなしに、しっかりと責任を持って進めてるということ。また、するには、やはりみんなの、100%の理解というのはなかなか厳しいのはあるかもしれませんが、一人でも多くの皆さんの理解をもとにやっぱり進めていくことが持続可能なまちになる、そういうふうな思いでやっていますので、ぜひご理解、またご協力をお願いしたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） この給食調理員の件なんけれども、実際に今、派遣会社に1,350円の時給で払われるということなんですけど、そうしますと1日当たり1万円強になると思います、その経費というのが。

それであつたらば、このやめられた3人の調理員さんが突発的にやめられたのか、どういう理由でやめられたのかはわかりませんが、ちなみに、昨年、調理員さんの正職の採用試験がありました。そのときには、珍しくと言うと失礼かもしれませんが、採用3名に対して8人の受験者がいらっしゃいました。1日1万円の費用をかけるのであれば、その必然的に、継続的に調理員さんが足りないのは事実ですから、去年受験された方、そちらのほうでは名簿も連絡先もわかっていると思いますので、そういう方を正職として扱う、正職として採用する

というのも考えられなかったのかなど。そしたら来年以降、少なからず4人の人は確保できるわけですから、費用的にはかさむかもしれませんが、そういうふうな考えというのはなさらなかったのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 今ほどの正職で採用ということですが、これは定員管理といった面もございます。正職員さんと非常勤職員さんは当然、町からの持ち出す分といたしますか、そういった単価も変わってくるわけで、それは非常勤さんが急にやめられたからすぐ正職で採用するという、ちょっと考え方には、私、申しわけございませんけど、いきませんでした。

以上です。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） というのは、やはり給食調理員さんって、職員の数ということをおっしゃいましたけれども、そうではなくて、絶対的にその必要人数というのがあるはずなんですよね。そこを非常勤さんでやってると、翌年その人が来てくださるかどうか不安ですし、なおかつ、それが何年も継続的にやっていただけかどうかというの不安じゃないですか。その辺、やっぱり一番大切にしないでいけないのは子どもでしょう。子どもたちの給食でしょう。給食が確保されないといけないわけですから、そういったことを考えますと、多少費用はかかるかもしれませんが、必要に応じた正職採用というのは考えないといけないんじゃないかと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 今現在の町としての考え方は、各校1人の正職員の配置と。これは安全面に配慮しての配置でございます。それとプラス、応援校というのがありまして、例えばどこかの学校で、家庭の事情なり体調のことで急にお休みされるような職員さんがおられますと、この学校、この学校、この学校のどこかから応援に行ってくれというようなところが3カ所ありますけれども、その応援するところには2名の配置というふうな考え方で、今、人員配置をしております。

非常勤さんが来年も来てくれるかという、もっともでございますが、毎年、非常勤の職員さんにも来年働いていただけますかということは伺いながら、次年度の配置計画を行っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 最初は、どちらかというと、調理員は正職対応じゃなくてもいいという方向に動いていました。ただ、やはり子どもたちの安全を守るために絶対正職は1人、もしくは大きい園は2人というふうな方針を持って、今、採用もやっております。非常勤さんの、またその調理場の皆さんの職員の数、適正な数なのかどうか、これについては、またしっかり教育委員会、また子育て支援課の声を聞きながら、事前に動ける人を多目に雇用しておくというのも一つかもしれませんが、そういったのもしっかり計画を持ってやっていただければ、決してこっちの総務のほうではだめということはないと思います。

ただ、今回のこの予算については、そういう人が根本的に、来てくださいと言っても断られるというか、手を挙げてくれる人がいなくなっているという現実がありまして、どういうふうにこの学校給食、人手を維持していくかというのが今回のこの予算の一つの提案なんです。給料の時給を上げていく、今、会計年度任用職員さんになりますと、またボーナス、またいろいろな手当等もつきますので、どちらかというと、今回委託する、1,300円というお金がかかりますが、これは向こうの事務費も入っているお金なのでトータル的にはそんなに変わってこないのかなというふうにも思いますし、いろいろな面で、今回、こういうふうないろいろな議論になっていく中で、果たして今の仕組みのままでいいのか、これは今解決して、来年、再来年にはまたさらに大きな課題になっていくのではないか、社会情勢がそうなるのではないかということをやっぱり想定して、どういうふうにこの給食のシステムを変えていくかというのも検討しなければいけないときに入ってきているのかなというふうに思いますので、またそういったところもあわせて研究をしていきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 15ページの右側の学校施設整備費。今回、吉野小学校、志比小学校、志比北小学校の修繕ということ、またアスベスト対応ということが出ております。

吉野小学校の「音楽室の天井材にはアスベストが含まれており、」という文章になってるんですけども、これアスベストが含まれているというのは、どうして判明したのかということを確認します。

というのは、この予算でも上志比支所が解体のときにアスベストが出てきまし

たよと、それからこの前は御陵小学校でも同じようなことがあったのじゃないかなと思います。それから、旧上志比小学校は、たしかこれ、解体の途中でアスベストが見つかったと。その撤去作業ということで工期が延びたというのもあります。要は、公共施設でアスベストが含まれているかどうかという調査をこれまでやられたのかどうか。その都度、見たらアスベストがあったという現状が起きているわけですけれども、大事なのは、公共施設を点検してアスベストの有無をしっかりと捉えて、その予防保全として、事前に封じ込めとかコーキングしていく、または撤去しなきゃいけないんだったら撤去すると、こういう保全の取り組みが必要なんじゃないかなと思います。

一般的に、建築物の解体によるアスベストの排出量が、2020年から2040年ごろにピークを迎えるといったようなことも言われています。ちょうどアスベスト、その断熱とか非常にいい材料なんですけれども、それが使われたのが40年かそのぐらい前。それがその建物が、施設が老朽化して解体とか更新の時期になってるといのがいよいよこの来年ぐらいから始まるんじゃないかと。こういったような背景も踏まえて、一度、学校のみならず、保育所も含めて公共施設全体をアスベスト調査ということで取り組みさせてはどうかという提案です。

まず、今回、どうしてアスベストが含まれていたのかという、なぜ判明したのかということを確認し、今申し上げた提言をさせていただきます。

それから、志比北小学校の屋内消火栓の配管が漏水しておりということですから、これ恐らく漏水現象が起きて、そしてブレークダウンというんですか、修繕を行ったと、保全を行ったということですが、これも同じように、各施設の建物から施設、そしてまた給排水といったようないろんな施設があると思います。そのいろんな当初の建築図面、工事図面がしっかりと履歴として保管されているのかどうか。さらにはどういう修繕をやったのか、これまで。これは建物、施設の保全をやっていく上で非常に大事なところなんです。そういったこれまでの図面、そして修繕の履歴はしっかりと整備できているのかどうかということも一度捉えていただきたいなと思います。

そして、先ほども申し上げましたように、どうもその経年、ある年数がたっているんであればそこに事前に点検を入れて、そして、例えば学校であれば、学校施設カルテといったようなものをはっきりとつくって、それにどう対応するのかというのが、今運用されてます学校の、永平寺町学校施設長期保全・再生計画の中にしっかりと埋め込んで実行していくということになるんじゃないかなと思います。

ます。

何か質問というよりも提言が多くなってしまったんですけれども、具体的にアスベストがあるというのはどのように確認したのかということ。それから、漏水に対しては、漏水して次の対応をするわけですから、しっかりとした履歴を持っておられるのかどうかというところを確認します。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） アスベストにつきましては、今回の封じ込め、これは旧、合併前のときからそこにアスベストがあるということで、支所も吉野小学校も封じ込めという工法で安全を確保した、そういう工法でやっています。上志比支所の今回の場合は、その封じ込めをしていたんですが、アスベストにもいろいろな種類がありまして、それによって、どういうふうな工法で除去せなあかんのかとか、これはアスベストやと思っていたのが、実はアスベストじゃなくて普通のあれでもいいですよという、そういったのが、その種類によってちょっと工法というか、除去の工法が変わってくるようです。

毎回、何かこういうアスベストでちょっと変更がありますが、この前の御陵小学校の壁のアスベスト、あれについては、やはりなかなかちょっと調査することが、全ての学校の壁を調査というのはちょっと大変だということですし、その被害も外になりますのでそういった被害もないということですので、それはやっぱり都度都度、そういうたんびたんびと言うとまたちょっと語弊あるかもしれませんが、そういうのが含まれている塗料であればやっていく。また、今まで、数年前に調査してよかったアスベストが、何年かたったらそれがまただめなアスベストというか物質が変わるときもありますので、そういったときにもまた臨機応変に対応していく、そういった形になるかなと思います。

この前の御陵の塗料のときにも議会のほうからもいろいろご指摘いただいて、もう一度、各課、アスベストがないかというのを確認をしました。福祉課もあるかなとなったんですが、実はそれは問題のない物質だったということで、そういったのはやっぱり慎重に進めていますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、学校についてはよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） アスベストがあるのが何でわかったかということですが、これちょっといろいろ調べますと、大きい問題になったのは平成17年ぐらいやったかと思います。そのときに調査をなさいという通達が出たのが……、

済みません。文科省から調査をなさいと来たのが平成17年、そういう通達によった調査でもともと発見されたと。今、その天井についてるのはわかったんですけども、その下に天井をつくったということで一応措置済みという状態にはなっているんです。

今、音楽室はあることがわかっているんですけども、実は煙突がある学校、煙突の中にもアスベストというのは含まれております。それもふたをすることで封じ込めという、煙突のある学校6つか7つありましたけれども、封じ込めということで、一応措置済みということで調査には回答しているということになっております。そのときに、壁とかそういうものを破壊してまでの調査をしていたわけではないので、御陵小学校のような大規模の改修のときにわかるというようなこともございます。これは都度都度、大規模改修があるときに設計段階なりであるかないかの破壊調査をするとか、現場にかかる前にわかるようにしていったほうがいいというふうに考えております。

もう一つ、漏水の件ですけれども、これは毎年、消防点検というのを全学校行っております。それによって、何か水圧が上がらないということで、よく調べると漏水箇所があったということが判明しました。

もう一つ、カルテということですが、長期計画を作成しましたときに、学校ごとの、何年にこういう修繕を行っているというカルテ的なものはつくっておりますので、それはそれで長期計画に反映されております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 吉野小学校のアスベストにつきましては、ちょうど私が教頭をしてるときにそれが出まして、実際私もそこに立ち会っていましたので、封じ込めってやって、「こんなことで大丈夫なんですか」と言ったら「大丈夫なんです」というふうなことで、それが約、もう十五、六年になるんですね。

そういうことで、ちょっと確認するというふうなことで検査ということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、生涯学習課関係、17ページを行います。補足説明を求めます。
生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係についてご説明をさせていただきます。

予算説明書 17 ページ左側。

資料館施設管理諸経費につきましては、これは四季の森文化館のことですけれども、事業費には変更ございません。財源組み替えということで、工事関係の費用が合併特例債の対象となりましたので財源組み替えを、500万円組み替えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、消防本部関係、17ページから18ページを行います。補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防本部関係の補正説明をさせていただきます。

補正予算説明書 17 ページ右側をお願いいたします。

防災対策推進事業、補正額 48 万円をお願いするものでございます。これは、今年度 5 月 31 日までの地区要望受け付けにより、新たに町内 9 地区より消防施設整備に関する要望書で、消火栓での初期消火に使用する消防用ホース、管鎗、消火栓ハンドル等及びそれらを格納するホース格納箱等の整備が提出されました。現地を確認したところ、早急な対応が必要と思われるため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、18 ページ左側をお願いいたします。

非常備消防事務諸経費、補正額 121 万 9,000 円をお願いするものでございます。これは、消防団員の災害現場活動時の公務災害を防止するため、防火用長靴、救助用半長靴を整備しておりましたが、経年劣化が進み、水漏れやソールの剥がれがあり、安全が確保することができませんようになりましたので、防火用長靴 250 足、救助用半長靴 35 足を整備いたします。これにより、災害現場活動時のくぎの踏み抜き防止など、団員自身の安全を図ってまいります。

また、この本事業につきましては、令和元年度消防団員安全装備品整備等助成事業を活用いたします。助成額は 10 割補助でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今回、5月31日までの要望により、追加で9地区ですね。これ当初予算を見てみますと、7地区で出ていて当初予算で計上されているということなんですけれども、これ地区要望の前に各地区で点検するんですけれども、それが何か時期がちょっとずれてその要望が上がってきたという状況ですか。

私、思うのに、非常に初期消火の器具の大事なところなんですよね。整備していく、点検していく。そういった観点から、1年間で強化月間みたいなのを設けてしっかりと各地区点検してくださいと。そうすれば、当初予算でこれだけ出ました、補正予算でまたこれだけ出てきましたという現象は起こさないんじゃないかなと思うんです。要はしっかりとした、大切な器具ですから、集中的に整備、点検していただきたいということも踏まえて、ちょっと確認させていただきま

す。

○議長（江守 勲君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防署といたしましては、地区のホースは初期消火にすごく大事なものだと考えております。その点検につきましては、地区の訓練のときに、年間を予定立てて行っていただいております。

地区によっては、お祭り等やそういうときに集まって、その事前にやるところ、防災訓練の避難訓練のときに集まってやっていただくときに点検をしていただくような感じになっております。早急にこちらのほうも整備をしていただきたいんですけれども、地区のご事情もありますので、なるべくこちらのほうから、いつときという感じでは申し上げづらいような感じですが、今後はそのような感じで強化の月間等も考えまして、考えていきたいと考えております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私も川崎議員と同じような発言をさせていただくわけですが、例えば、消防のほうで以前に各家の感知器、これは当然、町全体の動きの中で、要は個人の家でそういうのをきちっとしていく。それに対しては、町の消防行政の中である程度、こういう見方をして動いたわけですね。ですから、川崎議員と同じなんです、各集落の要望というのも当然ある、その事情もあるということではありますが、例えば、町の消防行政の中で各地区点検という、その一つの項目、サイクル的なものをつくって、例えばこの集落は、さっき言ったこのホース格納はもう10年間使ってますよ、そういう一覧表をある面では整備するよ

うな形の指導をする。その中で点検をしていって、計画的にその集落が、ことしはここ、ことしはここと言って、10年かけて全部改修していくというか、そういうふうな形の指導方法をやっぱりきちっと示していただく。そうすれば、集落も年次計画の中で対応していけると思うんですね。

それを点検しようと。例えば、ほんなら京善で点検しました。十何カ所あります。ば一っと点検していったら、半分ぐらいそれがなっとうたというふうになるとなかなか大変な部分があるので、消防行政の中でそういうものを、前の火災報知機のあれみたいな形できちっと指導をしていく中でそのやり方も指導しながら、集落の方々との連携プレーをとってきちっと変わるような形をぜひ考えていただければというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、この5月31日の期限につきましては、各区の総会が1月から始まりまして、区長会が2月にありますので、そのときに行政のほうからこういうのがありますよというお話をさせていただいて、5月31日がいかなというふうにやっています。当初でありますと期間が余りにもなさ過ぎですし、また補正の対応というのも前提にしている中で、5月31日が一番いいタイミングかなということで、ここを設定させていただいています。

それと、消火栓につきましては、穴があいてるとかいろいろな指摘もいただいている中で、昨年から、昨年やったかな、補助率をちょっと変えさせていただいて、年数によって、3分の1、2分の1をやっています。

実はこれ、いろんな各地区の消火栓、1回もふたをあけていなかったり、また、水を通してなくて穴がいっぱいあいていたりしているということで、自主防災組織の再編もありましたので、自主防災の皆さん、また地元の消防団の皆さんが自分たちの地域は自分たちで守るという、そういった意識の中で点検をしていっていただいて、穴が余りにもあいてるということでこの補助率をちょっと変えて、また、自分たちのホースは自分たちでしっかりと管理をしてくださいという思いも込めてそういうふうな、行政主導ではなしに、やはり地元主導ということを視野に数年間続けてきておりますので。今回、ふえてきてたりするのも、そういったいろいろな啓発が一つ実を結んできたことかなとも思っておりますので、これから行政主導というのでなしに、皆さんが主体的にできるような形で行政がバックアップ、またそういった面で主導していく、そういったふうな体制はずっとこれからもとっていきたいと思いますので、またいろいろよろしく願います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 17ページの消防ホースの問題です。

補助が、年数がたてば2分の1から3分の2に回復したというのは一歩前進かなというのは前に言いましたが、まだ僕は不満です。

ただね、実際、火事の多いところでの経験ですけど、消火活動中に「あ、漏れ出した」と。そのうちにそれが破裂するんですね、本当に。ばーっと裂けていくんですわ、そういうことが実際。うちのところは綿のホースがまだ残っていたこともあってそういうことがあったんですけど、そういうことを考えると、古いやつをどう取りかえていくかというのは、行政もやっぱり地域に、地域主導で点検もあるんですけど、点検の仕方ってよくわかりませんわね。水を通してみんとわからんところもありますし。ほんで、道を引きずって歩けば、そこからちょっとほころびるような感じで破けることもあるんで、僕はそんなのはね、やっぱり行政主導で。ちょっとした傷については直せますよという指導も受けたことがあるんやな。それで直したこともある。だから、少し短くしたやつもあるんですわ。

○3番（中村勘太郎君） 消防団、指導してるんやろう。

○4番（金元直栄君） うん。だからそういうのを一斉に順次点検していけるようにしていくと、より、やっぱり。もし、すわというときにね、安心できるんかなと。本当に裂けると「ああ、水来ん」「じゃ、どこから誰に持ってきてもらおうか」と考えていることが消火活動にすごい影響があるなと思うと、やっぱり悪いなと思うんですね、してるほうは。そういうことも含めて、安心して消火活動に住民も参加できるようにするためには、そういう号令のかけ方をね、これは行政主導でぜひお願いしたいなと思うんですが。

○議長（江守 勲君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防署といたしましては、地区からの訓練、そういうときにしっかりと消火栓のホースを使用しまして、きちんと、どういうふうな使い方、どういうふうな点検の仕方、そういうことをしっかりと指導させていただいております。

また、自分の地区の、竹原の地区ですけれども、きちんと計画を立てまして、自主防災の会長さんにそういうことを立てて、きちんとホースは全部8年ごとぐらいに交換できるような私は指導をしておりますし、職員にもそういうような指導をするように私のほうから指導しております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。よろしいでしょうか。

ないようですから、これで議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件がありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午前11時58分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

第2審議に付したい事業名とその事業の内容について、理解できない事項についての発言をお願いいたします。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私、先ほど言いましたように、まず1点は、どうしてもお願いしたいのは、16ページの右側の表のところですか。これはもっと根本的なところもありますので、第2審議の中で、例えば方向性まで、ある面では見えるというんか、方向性を示されるような形が必要だと思います。

というのは、例えば現業、特に今の給食のところについては、職員数の割合が正職、それから嘱託、それから、アルバイトじゃないですけども、時間給のところの割合からいくと3対1と3対2ぐらいになっているわけですね。そこらあたりのところ、あとの会計年度の任用のところにもちょっと絡んでくるかもしれませんが、そこらあたりも含めて、今後、その費用のところも含めて、第2審議の中である程度もっと明確に方向性を示す、そういうことが必要かと思っておりますので、第2審議にそれを付したい。お願いをしたいと思っております。

ほかにもまだいろいろあるんですが、ほかの方もまだあるかと思っておりますので、私はそれはぜひお願いしたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 1点は、森林環境譲与税の使い方については、ちょっとやっぱり考えてほしいと。ここは森林がある地域ですから、森林のない地域と違いますので考えてほしいと。現実的に集成材で主な部分はつくられるということですから、そこはぜひ森林整備に使ってほしいということを考えてほしいというのが

一つ。

2つ目は、16ページの、やはり給食調理員の確保の問題ですけど、ここはちょっと上田さんも言ったんですが、何で定着や継続しないのか、途中でやめる人が多いと聞いていることもあるんで、多いのかということの分析はどうしているのかというのは、やっぱり行政としてしていかなあかんのではないかな。その上でこういう採用をお願いしたいということならわかると思うんですけど、そこが大事ではないかなと思っているので、そこはぜひ第2審議でお願いしたいなと思うんですが。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど、第2審議に付す案件の提案がありました。

もう一度確認をしたいと思います。

第2審議に付す案件がありましたら、第2審議に付したい事業名とその事業の内容について、理解できない事項についての発言をお願いします。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、第2審議のお願いをいたしたいと思います。

科目は、学校教育課のところの学校給食管理運営諸経費のところであります。

これは、なかなか臨時職員の方が見つからないということから、人材派遣会社をお願いしてその登用をするということでもあります。この登用というんですか、確保するに当たっては、町が新たにそういう形態をとるということもありますし、今後の賃金の体系をどうするかという点、また、後で出てきます再任用のところも含めて、その雇用体制についての、再度そこら辺についての詳しい説明並びに今後の方向性について論議をしたいと思いますので、第2審議に付すよう、議員各位のご賛同をいただきたいというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） ただいま上田君より第2審議の提案がございました。

これに賛同される議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（江守 勲君） 1番、松川君、4番、金元君……。

- 4番（金元直栄君） 僕も言うんやの。
- 5番（滝波登喜男君） 彼も言わなあかん。指摘事項、わからないところを。
- 議長（江守 勲君） 4番、金元君。
- 4番（金元直栄君） 1点は6ページ……。今のやつ、今のやつだけやるの？ はい。ごめんなさい。

16ページの教育費の学校給食費で学校給食管理運営諸経費の非常勤調理職員の採用については、民間の派遣会社に依頼するという案件が出ています。人員が本当に足りない、これを埋めるということでこういう緊急措置をやるというのは理解できるわけですけども、なぜこの調理職員が、特に非正規の人たちですけども、定着をしていないのか、継続して働いてもらえないのか。途中でやめる人が多いということをお聞きしていますので、その分析をされた上でやっぱり緊急避難というのなら、僕は提案としてはわかると思うんです。ここを抜かしてしまうと、下手するとこういう形が恒常的になるんじゃないかなという不安が出てきますので、その辺はきちっとした分析をやっぱり議会には示していただきたいと私も思っていますので、上田議員に賛同するところです。

- 議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時05分 休憩）

（午後 1時07分 再開）

- 議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに第2審議に付す案件はございませんでしょうか。

4番、金元君。

- 4番（金元直栄君） 先ほども言いかけましたけれども、6ページの基金積立金、取り崩しの件の案件なんですけど、基金がないですから取り崩すのかなということで聞いている面もあります。

ただ、これは森林環境譲与税、実は東北復興の税金を集めたときもあったんですが、全然関係のない地域からその対策費として使われた経験もあるんですね。今回もそうならないか。そのお金の振りかえという面もないわけではないんで、この税金は。今回、これを導入しようという中には、やっぱり森林の環境を整備する。非常に意味がある内容だと思うんです。それを十分審議しながら使い方を決めていくということのをこれまでも答弁されていたので、この辺は、庁舎建設となると町の事業ですから、それとはちょっと違うんじゃないかということはやっ

ぱり言いたいので。

もう一つ。基金設置が9月に出てくると僕は思っていました。基金の条例が12月に出るとします。しかし、基金がないのに条例をつくっても、積み立てはできないんですね。例えばここから最低1,000円だけ残しとくとか、一定金額があるのなら基金の積立条例もつくれるんでないか。

そういう意味でも2つの点でちょっと矛盾はしていないかという問題提起です。だから十分論議してほしいということです、僕は。

○議長（江守 勲君） ただいま金元議員より、基金積立金についての第2審議に付す提案がありました。

これに賛同する議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

（午後 1時09分 休憩）

（午後 1時13分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま2件、第2審議に付す提案がありました。

1点目、学校給食管理運営諸経費事業について、2点目、基金積立金の事業について提案があり、賛同者もありました。この事項について、第2審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの事項につきまして第2審議に付すことに決定いたしました。

～日程第2 議案第40号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、議案第40号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和元年度9月補正予算説明書19ページから20ページを行います。補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） では、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、予算説明書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,966万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億1,809万7,000円とお願いするものでございます。

歳出から申し上げます。

予算説明書20ページをお願いいたします。

償還金1,966万1,000円の増額につきましては、平成30年度介護給付費の精算によりまして超過交付となった分について、国、県へそれぞれ償還するものです。

19ページをお願いいたします。

財源として、全額、前年度繰越金を充てることとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第40号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第3 議案第41号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、議案第41号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和元年度9月補正予算説明書21ページから22ページを行います。補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、議案第41号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

まず最初に、予算説明書、お戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。

下段の農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ95万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額を2億1,072万円とお願いするものでございます。

次に、予算説明書の22ページをお願いいたします。

松岡農業集落排水建設事業、補正額95万4,000円につきましては、本年度、汚水ますの設置申請が1カ所ございましたが、この申請箇所の前道路の幅員が15メートルと広く、取りつけ管延長が17メートルとなることから、予定工事費が高額となりますので、不足する工事費分95万4,000円を計上するものでございます。

なお、歳入につきましては、全額、一般会計からの繰入金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 確認させてもらいます。

当初予算は1カ所の計画だったんですか。それが2カ所目が追加されたと。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 当初予算では、1カ所、30万円と見込んで予算措置をしたところです。

ただ、申請箇所数は今回も1カ所なんですけれども、その申請箇所の状況が、その道路が広いとか、取りつけ管延長がそれによって長くなる等で工事費が、こちらの試算で125万4,000円かかるという試算が出ましたので、不足分を今回補正するものでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 追加で1カ所というのは、何か事情があったんですか。普通やったら当初から2カ所、ちゃんと申請してもらいたいだけの話やと……。追加か。え？

○9番（長岡千恵子君） 工事費で追加になっただけや。

○10番（川崎直文君） ごめんなさい。工事仕様が広がったって。

○上下水道課長（原 武史君） そうです。

○10番（川崎直文君） 済みません。大きいからそういう思いしてたんです。

○議長（江守 勲君） よろしいですか。

ほかありませんか。

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第41号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第4 議案第42号 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和元年度9月補正予算説明書23ページから24ページを行います。補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

まず最初に、予算説明書の2ページをお願いいたします。

今回の上水道事業会計補正予算につきましては、まず3条支出に106万6,000円を追加し、補正後の3条支出総額を3億3,039万9,000円に、

4条支出に451万円を追加し、補正後の4条支出総額を1億6,607万5,000円とお願いするものでございます。

歳出に主なものについてご説明いたします。

予算説明書の23ページをお願いします。

上段、営業費用、総係費、負担金66万円につきましては、水道事業で保有する料金システムに、今回、下水道使用料金の督促手数料を賦課する機能を追加するためのシステム改修費を計上するものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

配水設備改良費451万円につきましては、上水道管理センターと松岡右岸配水ポンプ場とを結ぶ遠方監視装置において、現在、信号が頻繁に途切れる状態が続いております。今後、適正な管理に支障を来すおそれもございますので、装置の更新費用を計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2点あります。

1つは、負担金のところで、広域圏電算共同利用負担金ですが、督促手数料の賦課機能を追加するというんですけれども、上水道会計で年間何件、幾らぐらいになるんですか。これ60万かけてシステム改修するというんで、その採算性の問題も含めて考えてはどうかと思う点の一つ。

2つ目は、既に、いわゆる消費税分10%で計算してあるんですが、徴収する料金についてはどうなるんでしょう。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） まず、督促の件数についてでございますが、済みません、ちょっと情報等持っておりませんが、あくまで平成30年から債権管理条例が施行されまして、その中で、公債権については督促手数料を取りましょうということで条例化されておりますし、この下水道料金につきましては、下水道の条例及び農集の条例で、ともに最初から督促手数料を取りますという規定にはなっております。これまで、システムの改修をどうしようかということで調整していて、取り組みが上下水道関係はちょっとおくれたというところが事情で

ございまして、なるべく正規の状態に戻すために負担金のシステムの改修をお願いするものでございます。

あと……。

○4番（金元直栄君） 徴収するのは、消費税はどうなるんですか。

○上下水道課長（原 武史君） 料金についてでございますが、要は、増税がいつからかというご質問でよろしいでしょうか。

○4番（金元直栄君） いつから幾らか。

○上下水道課長（原 武史君） はい。上下水道料金につきましては、条例で外税形式で表示しておりますので、原則、10月1日の増税開始から値上げということになります。当然、10月1日以降に新たに使用を開始される方につきましては、10月分から10%の消費税ということになります。

ただ、多くの皆さんはずっと継続して使用されておりますので、継続されて使用されている方につきましては、こちらの検針日のことでそうなるんですけれども、大体、検針日が毎月20日前後ですので、10月分というのは、例えば9月21日から10月20日ということで10月1日以前が含まれますから、それは10%の対象にならない。次の10月21日からの使用分に対して10%の消費税が適用されるということになります。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 確かに債権管理条例で定められたとはいえ、何件ぐらいあるんかなと。そんなに多い数にならんと思うんやね。たしか1件分、今、何十円ですか。前は50円やったんやけど、今は幾らや。1件何十円かぐらいで、そんなことを考えると、そこは、何というんかな、やっぱり行政としても、僕は判断したほうがいいと思うんですけど。何年で回収できるかということなんかも計算すればいいと思いますから。だって、システムの保守点検料にもかかわってくるわけですしね。それが一つです。

それと、僕、わからんですけど、10月分から、10月21日分からいわゆる消費税が10%かかるという話ですね。どうして命の水にその10%の消費税がかかるんですか。僕はそこは、もう幾ら聞いても、ほかのところでもというんか、そうしている理由が、水はほかにも使うから、車洗うのにも使うやろうって説明があったのを僕も聞いてますしね、そんな話聞いてると、命の水に、食料品なんかは8%据え置きなのに、どうしてこれだけ上げるんかなって、そこはもうわからんです。ここは本当にわからんです。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 督促手数料の金額につきましては、条例に50円と記載しておりますので、来年度から、滞納者といいますか督促対象者には、その50円の金額が明記された督促状を送るということで予定しているところでございます。

あと、10%の適用についてでございますが、一応、公共料金につきましては10%の税率を適用するということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） しつこいんですけど。その命の水に10%かけるというのは、それはこっちも承知してて質問してるんですから、それはそれでいいですけども、ほうやけれども非常に不条理な話です、これは。そう思ってます、僕は。

それに、例えば督促手数料、1件80円ですか。

○上下水道課長（原 武史君） 50円です。

○4番（金元直栄君） 50円やね。50円、1年に100件あっても5,000円ですよ。60万円といたら何年かかるんですか。そんなことであるという投資が僕はわかりませんね。そこは、ちょっとあれのときに「督促手数料もついてますので」と言えば済むことでないかなと。そうではないですかね。僕の考えがおかしいんですかね。でも、合理性というんか、その経費の節減とか、そういうことを盛んに言われるのは行政側ですよ。そこだけ言っときます。いや、怒ってるわけじゃないですよ。それはちょっと不条理で、それもおかしくないかという問題提起です。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 確かに費用対効果的なところは考慮すべきところがあるということは、こちらもちょうど承知しておりますが、ただ、今の督促状に手書きで、例えば50円追加して、それでお金いただいて、またそれを入金するときに分けて管理するということが職員の負担等もかかってまいりますので、こちらとしましては、システムに反映されることによって徴収しまして、収納のときにも混乱がないようにしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 24ページの遠方監視装置。これ、経年劣化により動作不

良ということですがけれども、これの監視装置の経過年数、適正な更新時期になっているのかということの確認が一つですね。

それから、今回、更新するわけですがけれども、大体こういった装置は、より安定性、より信頼性の高い高信頼化というのを狙って、さらなるグレードアップした機械を入れるという、装置を入れるということですがけれども、この点を確認します。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） もともと入っておりました遠方監視装置につきましては、平成18年に設置されたものでございます。機械、電気設備ですので、耐用年数は9年というふうに取り扱っていたところでございます。今回、実は5月から8月にかけて、4カ月で190件程度のその信号が切れるという事態が発生しているところでございます。NTTの回線を利用しておりますので、NTTにもちょっと回線を見てもらったんですが、回線には異常がないということでしたので、老朽化に伴う装置自体の劣化ということで故障と判断しているところでございます。ただ、信号が途切れるだけで、動いていないとかそういうのでもなくて、途切れてもしばらくするとすぐ戻るというのを190回繰り返しているという状態でございますが、何か重大な事故につながるおそれもございますので、今回、更新をさせていただくことで考えております。

また、今回の更新に当たりまして、その監視ソフトの機能を増設するなど、よりよいものを入れるということで予定しております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての第1審議を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第5 議案第43号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例

の整理に関する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第5、議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務課よりご説明いたします。

議案書の156ページをお願いいたします。

消費税法の一部改正に伴いまして消費税が引き上げられることから、地方自治法第225条及び第228条第1項により、条例で定める公の施設使用料について料金の改定を行うものです。消費税率の引き上げにより、公共施設の維持管理費などコストが増加することに加え、国からも、円滑かつ適正に消費税が転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じる旨の助言を受けているところでございます。

使用料改定の考え方につきましては、現行の消費税を含む使用料に対して、消費税率が8%を盛り込んでいる場合、消費税率を5%で据え置いていた場合それぞれに消費税率10%に引き上げ、10円未満切り捨てにより10円単位で料金改定を行っております。

条例の改正につきましては、複数の条例が対象となるため、個別の条例ごとの改正は行わず、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、全ての対象条例を改正するものでございます。

なお、使用料の減免や、主たる使用者が町内在住の中学生以下の場合には無料、町内、町外者が混在する団体の町内者料金等の規定につきましては、従来どおり適用することとしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは、説明をお聞きしたときにも言いましたけど、基本的には、払わなくてもいい施設の料金についても消費税を得るんですね。払わなく

ていい施設の利用料金についても消費税をつけるようになったのは、その設置のときからおかしいと僕は言ってきました。

今回もそうですが、払う必要があるのは、説明では4施設だけとか、何かそういう話を聞いたんですが、4施設は賦課していないということを聞いていますけれども、払うべき施設は禅の里笑来ぐらいではないかということもお聞きしました。そういうことを考えると、僕は、そういう払う必要のない施設の料金に消費税が引き上がるたびに賦課していくというのは、転嫁していくというのはどうかと思っています。それが1つ。

2つ目は、今回のいろんな補正予算を見ても、新たないろんな事業委託にしても、いわゆる10%賦課で計算されています。だとしたら、例えば本町が払う分はどうか。点検とかいろんなところで、ここで仕事された方への消費税の支払いの問題ですね。ちゃんと払っているのか、そんなのはどうなんでしょう。そんなのも一つ一つきちっと点検してやられているのかな。そこはちょっと確認したいですね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、以前、全協でご説明したときの4施設というのは、今回の改正の対象外とした施設が4施設ということでございます。

今、払わなくてもいい、転嫁しなくていいのではないかというお話ですけれども、今回の消費税の改正に伴う使用料の改定につきましては、従来より8%、5%それぞれ消費税がかかっていたものを、当然その施設の運営には維持管理費がかかってまいります。電気代ですとか、あるいはその施設を管理するための業務委託ですとか、それぞれその分についても10%の消費税がかかってくるといったようなことで、使用料で維持管理費を賄えるような施設ということではなかなかないわけですが、支出のほうが大きく上回るような施設ということではございますけれども、当然そういった中で、今回の消費税の税率アップに伴って、使用料についてもご負担いただくというようなことで考えております。

また、こちらが支払う点検業務とかいろんな業務委託に関しては、当然、今後、10月1日以降は10%の計算で支払うということになります。今現在も8%で支払っています。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、払う必要のないというんか、普通、消費税の納税のときには、事業者、上水道なんかもそうだと思うんですが、徴収した消費税分から、

いろんなことで使った消費税分を差引いた分を納めるわけでしょう、基本的には。そうすると計算上は、言い方の上では、そのいろんな費用が、100%かかっているわけでないなら10%分を丸がけするんでなしに、半分にしといてもいいんじゃないか。考え方の上ではね。

それと、このやり方は実際上の値上げと捉えていいんですね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今、議員さんおっしゃったような考え方に対して申しますと、消費税法に、地方公共団体の一般会計においてはですけれども、その消費税にかかった分の仕入れに見合う分の消費税と同額とするという規定がございます。というのは、結局は110円で使用料を支払っていただく場合に、それにかかる消費税が110円かかっているというふうなことをみなすというような規定が消費税法にございます。ですから、地方公共団体の一般会計においてはそういうような取り扱いをしているということで、実質には差し引きゼロというような考え方で地方公共団体として消費税は払っていないということで、本来ならば、一般会計においてはそういう考え方が消費税のほうで示されているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ただ、みなし規定がある。実際は、その10%に対してというのは、払わなくていいようにするための手法でしょう。納めなくてもいいようにする、ある意味、地方自治体の救済措置ですよ。救済措置。そこはこの法律の、ある意味、ほかでも払わなくていいところがあったり、二重に取られていたりとかいろいろするところもありますから、例えば従量税とか消費税とかの問題なんかも含めていろいろあることはあると思うんですね。そこはちょっと私は矛盾だと思います。実質、見てみると値上げになってしまう。ここは、本当にこんな時期いいのかなということをぜひ考えてほしい。僕はそのことだけ言っときます。

ただ、それはあと、大体、論議についてはそれほどさらに進展するということはないですから、あとは討論するだけです。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 繰り返しになりますけれども、使用料の減免とか主たる使用者が町内在住の中学生以下の場合には無料ですとか、町内、町外者が混在する場合の団体の町内者料金といった規定はそのまま残りますので、町民の方につ

きましては、こういった規定を利用していただいで減免申請していただくとか、そういった利用の仕方は従来どおりということでご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ほかにないようですから、これで議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を終わります。

第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第6 議案第44号 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第6、議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務課よりご説明いたします。

議案書の171ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

従来は、制度が不明確で、各地方公共団体によって任用、勤務条件等に関する取り扱いがさまざまでありましたが、改正法の施行により会計年度任用職員として位置づけ、全国的に統一された制度に基づく任用に移行するものでございます。

条例の内容について、171ページからご説明させていただきます。

第1条につきましては、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに会計年度任用単純労務職の給与の種類及び基準は、必要な事項については条例で定めるということを条文としたものでござい

ます。

第2条、172ページお願いいたします。

第2条につきましては、会計年度任用職員は、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分類することを定めております。

第3条は、会計年度任用職員の給与について定めておりまして、フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、超過勤務手当、期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とすることを定めております。

第4条から第12条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めています。

第4条から第6条は、給料について、職務の内容や責任等を踏まえ支給額を定めるほか、支給方法について定めているものでございます。

第7条から第10条は手当について定めておりまして、通勤手当、超過勤務手当、期末手当ともに、一般職の支給基準の例により支給することを定めていますが、期末手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイムの職員を支給対象としております。

13条から18条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当について定めております。

13条から15条は、報酬は時間給とし、フルタイム会計年度任用職員の規定を適用し得た額を162.75で割って得た額と定めています。また、勤務時間以外の時間に勤務した場合は、超過勤務手当に相当する報酬を支給することを定めているものでございます。

第16条は期末手当について定めておりまして、1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして、規則で定めるものを除いて、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員を支給対象として定めております。

19条から20条までは、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めております。

第25条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則にすることを定めるものでございます。

なお、施行期日は、改正地方公務員法及び改正地方自治法の施行日である令和2年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 何点か確認させていただきます。

この制度の目的はということで、説明はされているんですが、本当の目的は何でしょう。これで本当に働く人たち、地方自治体で数多くいる非正規の人たちの雇用条件はよくなるのか。その辺、町としてはどう考えているのかだけまず聞きたいです。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 目的については、先ほど述べたとおりでございます。国の制度に沿って、今回、統一的な制度に基づき任用に移行するというところでございます。

現在の非常勤職員の方が会計年度任用職員制度に移行することによって、きちんと、その勤務条件ですとか給料、手当関係が条例化されるということで、これに関しては、統一的な制度の中で非常勤職員の方の勤務条件等を改善していくというようなことにつなげていくということで、今回、条例化したということでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） そこで、ちょっとこの内容を見てもみますと、いわゆる自治体職員の雇用形態の二重構造の定着化ということが言えると思うんですね、見方として。ここ大事なんですね。そういうことにならないか。その二重構造の定着化にならないか。

2つ目は、一定期間働いた後に更新があるわけですね。更新のときには、やはり公募となっているんですが、本当に公募なのということ、継続性の問題で考えるとさらに不安定になってしまうんでないか、働いている人が。この点は、これまで、人によって不利益が生じたりすることがあるんですが、要するに、継続性の問題では町としてどうしていくつもりなのか。ここはきちっとしとかないといかんのと。

あともう一つは、雇いどめも、今度はこれはできるんですね。それは指摘ですから。の場合も当然あるといえばありますから、でも、これは今度は制度化されるんですね、それが。そういうところは、本当に働く人にとってどうなのか。

なんでほんなことを言うかということ、公募の問題で言うと、例えば指定管理の

問題やと、国の基準では公募となってるんですね、指定管理は。でも、現実的に地元の人たち、知った顔の人たちが指定管理を受けて実質上運営してもらおうほうが、町内の人々にとっても、町内の経済にとっても非常に僕はいいことやと思っております。だからそういう団体の育成が大事やと思うんですが、でも、国の基準ではそうはなっていない。新たな業者選定になると一挙に公募になる。下手すると、敦賀みたいに県外の業者をお願いすることにもなるわけですね。うちらも町外の業者をお願いしてますけど。でも、自治体によっては、絶対にそういう問題、町外の業者には頼まないということを、委託しないということを決めているところもあるんです。

僕は、職員の問題でいってもそうやと思うんですね。これまで一生懸命働いてもらった人たち、次に更新のときにどういう扱いになるのか、その辺はどう考えているのか、ここが非常に大事なんで、お聞きしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 二重構造の定着化ということで、あくまでも来年4月以降の会計年度任用職員の方には、当然、会計年度任用職員の中にも、フルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の方がいらっしゃいます。それは当然勤務時間も違いますし、それぞれに内容が変わってきます。あくまでも常勤職員の仕事を補佐するというような形の中でフルタイム、パートタイムというような形を位置づけていくこととなりますので、常勤職員と会計年度任用職員、きちんとすみ分けはしていきたいなと思っております。

あと、一定期間の更新ということですがけれども、来年4月以降、1年間勤めていただいて、当然、この評価の中に人事評価というのも一つの制度の中に組み入れるという国のマニュアルがございます。そういった中で真面目に勤務していただければ、更新というのは、公募というのは一番最初のその時点で公募しなさいという国のマニュアルですがけれども、それ以降の更新につきましては、当然そういう勤務状況ですか、そういったものを見ながら引き続き継続で更新していただく。

ただ、契約はどうしても一年一年の契約になりますので、任用は1年、単年単年の更新という形になります。そういった形で、今回の会計年度任用職員制度のスタートに当たっては、きちんと現在の非常勤職員の方にもご説明し、制度の内容を理解していただいて、最初のときは公募という形で、今現在の非常勤職員の方にお知らせをしてスタートさせていきたいなというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） やっと、ある意味、一步、その身分もそれなりに保障するというんですかね、報酬も含めて、賃金も含めて保障するというような方向に向いてきたのは間違いないと思うんですが、それを運用する側、要するに行政の側でいろいろ、考えようによっては、働く人たちが本当に安心して暮らせる条件づくりをやっているのかどうかというのが問われることもあると思うんですわ。僕はこれ大事やと思うんやね。そこをきちっと位置づけて。

僕は、公募って言っていると、それはほかのところでも公募と言われかねない状況がやっぱりあるんですね。聞いてると、次のときも公募ってすぐにやる。1年で任期が終われば新たな採用ということになりかねませんから、効率としてはそういうことにもなるんですね。だから、そこを十分考えた運用をしていかないといけないし、働く人たちの身分をどう保障するか。また、責任の問題も、今度はこうなってくると今まで以上に重くなったりすることがあるのかということも含めてね、やっぱりそれにふさわしい賃金体系になっているのかということも考えてほしい。

働く側にしてみれば、非正規ほど不安定なところはないわけですから、その不安定なところにおいて、なおかつ、次の立つ瀬がなくなるような状況になるというんではだめなんで、そこはこういうことを、国の制度ができて、今まで各自治体で見よう見まねでやっていた、1日だけ残した年間雇用というやり方を変えていくというのは、わからんわけではないんですけども、そこは十分考えて、また、本当はそういう人たちに説明はしてると思うんですが、不安な要素も含めていろいろ声を聞くような制度もね、やっぱりこういう機会に盛り込んでいくといいんではないかなと私は思ってます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） この制度、創設というか、条例をつくるに当たりまして、各課からのヒアリングもさせていただいて、現在の非常勤職員の方の状況とか、今後、フルタイム、パートタイムというすみ分けの中でどういった勤務状況であるとか、そういったこともお聞きしながら進めてきました。

そういった中で、当然、今議員おっしゃるように、非常勤職員の方の働きやすいような環境をつくるということも一つですし、休暇の問題ですとか通勤手当、いろいろ今までにない、きちっと条例化することによって、逆に安心して働いていただけるのかなというふうには考えておりますので、まず条例を制定、議決い

ただいて、その後に、細かいことについては、やっぱり規則で今後いろいろまた取り決めをつくっていききたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっとわからんというんか、ちょっとようわからんところがあるのは。といいますのは、間違ってたらあれなんですけど、今までは、非正規雇用、俗に言う嘱託職員も含めてですが、ここの部署が、例えば正職の雇用につながっていくとかという、そういう見方もあったんじゃないかなと思うんですよね。それが、これをするによって、変なところで身分保障みたいなのがあって、そういうところがなくなってしまうとか。また、例えば行政職の中で、もうここは人員をふやさずに、全部、会計年度任用職員という形の項目をつくってしまっただけで、常にそこに任せていくみたいになったら、そこで運用していってしまうというふうな形につながっていくんじゃないかと。

例えば、正職として必要人数が必要やと。管理人数が必要やね。例えば、職務がふえてきたところでそんだけの職員が必要やとなったときに、その職員をふやしていったりするのにも必要ですわね。それが、この任用制度のそのポストで全部賄ってまうというんか、何かそういう。今、金元議員はそれを2つの創造性とおっしゃってたけど、何かそこらあたりの、漠然とちょっと不安的なところがあるんですね。ある程度の非正規の身分保障というのはわかるんですが、何かそこらあたりがちょっとしっくり、私個人としてはぼんといふんですが、そこらあたりの、何か明快な回答を得るようなものをいただくと非常に助かるんですが、ちょっとそこらあたり、難しいとは思いますが。僕の不安としているところはわかりますかね。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、一般質問でもありました定員計画はしっかりしていかなければいけない中で、実は今、業務が多忙化になってきて、効率化になってきて、この数年、職員は計画どおりきてるんですけど、非常勤の職員さんの割合は、やっぱり事務にも結構な割合で今入っていただいています。

ただ、今回、こういうふうになって、今おっしゃられるとおり、もう一度しっかりと適正な人数で、正職と会計年度職員さんのその仕事の責任度といいますか、そういったのもしっかりと明確化して、この部分はやっていただく、そういった

形でしていかなければいけない。ただ、先ほどの調理員のお話もありましたが、この財政、予算、これから起きるであろう社会保障の増とかいろいろなことも勘案して、人を入れていくのがいいのか、または機械化をしていくのか、または事業を減らしていくのか。いろいろな形で適正な、この働き方改革というか、これはやっぱりしっかりやっていかなければいけないなと思います。

ただ人が足りないからどんどんどんどんふやしていく。ただ、そうすることによって、どこかのサービスは削っていかなければいけない。そういったのはやっぱりトータルで見てしっかりやっていかなければいけないと思いますし、もう一つは、この会計年度職員さん、正職、これは毎年、1次試験、2次試験やっておりますので、ここはしっかり、また正職にチャレンジしたいと思われる人はそういう試験を受けていただければいいなと思いますし、永平寺町では、今、Iターン、Uターンと、もう一つは、団塊ジュニアの世代は、どっちかというところ就職氷河期時代の世代でなかなか正職につけていないというのもありまして、今、永平寺町ではその事務の正職は49歳までを上限に採用をしておりますので、そういった面でも、正職にチャレンジしたいとか、そういったのは門戸を開いて。ただ、そこは皆さんと一緒に、公平な試験を受けて入っていただくという形になりますのでご理解ください。ただ、年齢制限は上げてますので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 例えば、よく保育士さんの非常勤と正職があって、今、ちょうどどちらかは半々、若干なりともその差はありますが、それがあると。でも、保育行政の中で何か、その半々がよしみみたいな形というんかね。元来ならば、保育園を維持するためには、非正規の職員も本当は常勤ですぐ回らなあかん部分があると思うんですよ。例えばそれが早朝であるとか延長保育であるとか。それから保育士さんのその働き方の中で、例えば、どうしてもこの時間帯だけは人が多いから、必要だからパートタイムで午前中だけ、ほんなら職員が多く、そこはこれでわかると思うんですよ。でも、現実的に保育園を運営しようと思ったら、半々じゃなくてもっと正職の数が、現に非正職の方が主任クラスの責任を持つような運営をしているわけですよ。

それから、先ほどの給食のところにもありましたが、フルタイムの方、正職は1人だけど、あと何人かは常にフルタイムで2人なら2人の雇用は必要という部分があるわけですよ。そうなったときに、こういう制度をきちっと制定してしま

うと、そこらあたりのすみ分けというんか。私は、そこらあたりがちょっともう一つ必要なんじゃないかなという気がするんですね。

ほんなら、極端なこと言いますと、現業職のところは半々ぐらいか、もしくは3分の1とか3分の2で、でも、例えば一般事務職は、今のところ結構フルタイムがふえてはきていますが、これができることによってそういうところがごととふえてくるんじゃないかという気がするのと、先ほどの働く側にとってみれば、今まではある程度、正職ということで身分保障も含めてされてたのが、その分をだんだんだんだん削っていくというふうになってしまうんじゃないかというところで私は懸念を持っているわけですよ。その今ある方々の身分保障保障をきちっとしているということに関しての一步前進はわかります。わかりますが、あえてこれをするによってそういう部分がふえてしまうんじゃないかということで、ちょっと懸念を持っているんですけど。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは永平寺だけじゃなしに、現場の職員、永平寺町は公立で幼稚園を持っています。公立を維持するためにはどうしたらいいか。トータルで17億円ぐらいですかね、人件費。非常勤職員さんを入れると18億とかそれぐらいになるんですが、その中で公立にするためにどれぐらいの割合で。じゃ、幼稚園の先生の割合を7・3にしよう、公立のままで。その場合、どこの人件費を削るか。果たしてそのときは、それはひょっとしたら事務のほうを削らなければいけないのか。消防を削らなければいけないのか。消防の職員の一部は会計年度対応にしなければいけないか。調理員さん、先ほどから話がありましたとおり、全部正職にするのであればどこを少なくするのか。そのトータルバランスの中で考えています。

今回、いろいろやっていく中で、もちろんこの永平寺町で働いている方の権限というのはしっかり私たちは守っていかなくちゃいけませんし、いい環境で働いてもらう環境をつくっていかなければいけないですが、先ほども申し上げましたとおり、仕組みはどう変えていったらいいのか。毎年毎年、一緒な話をしてるのも大切なんですが、じゃ、仕組み。例えばよその市町では、民営化を中心にやっているところもあったり、きのうも新聞に載ってましたが、給食はよその外部、民間の方に委託でお願いするとか給食センターをつくるとか、幼稚園は民営化するとか、いろいろな選択肢がある中で、じゃ、うちの町はどこを選択していくか、ここが大きく問われてくると思います。これを遅かれ早かれ何らかの回答を出し

ていかなければいけない中で、今、幼稚園の再編、これは民営化ありきではないですよ。それも一つ考えなければいけない。いろいろなこともやっていかなければいけない。事業の縮小もしていかなければいけない。こういったことをやります。その中で今回、今までちょっと権限がはっきりしてなかったと言ったら失礼になりますが、会計年度職員という形にしてしっかりとサポートしていきましょう、安心して働ける環境をつくっていきましょうというのがこの条例です。

また、毎年毎年やっていく中で、もっと充実させていくべきなのか。じゃ、今度は3年間だけ専門的な人に来ていただいて、そこは高い給料でやってもらうと。いろいろなパターンは考えられると思いますので、こういうのはまたしっかりとやりながらいい方向に進めていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての質疑を終わります。

第2審議に付す案件ありますか。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第7 議案第45号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、議案第45号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、議案第45号、永平寺町印鑑の登録及

び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書 179 ページをお願いいたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知に基づきまして、印鑑の登録、証明についても旧姓が併記できることとなるため、女性活躍推進の一環として、印鑑の登録、証明についても、旧姓を併記できることにすることにより旧姓による印鑑登録を可能とし、改正にまつわる不便さを解消することを目的に、また、これにあわせて、性的少数者への配慮の観点から性別欄を削除するために、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の改正をお願いするものでございます。

なお、施行期日につきましては、総務省の改正通知の実施日と同日の 11 月 5 日としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第 45 号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終わります。

第 2 審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について第 2 審議を省略し、第 3 審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第 3 審議に付すことに決定いたしました。

～日程第 8 議案第 46 号 永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第 8、議案第 46 号、永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第 1 審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第46号、永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回提案する改正条例では、6つの施設の条例を改正いたします。

まず、第1条、永平寺町福祉総合センター条例の改正ですが、職員の配置について「所長」を削り、それから消費税の改定に伴う入浴料金等のセンター使用料の改定を行います。

182ページをお願いします。

第2条、児童館条例の改正では、上志比児童館の位置を、現在配置している地番に合わせて「石上27字40番地」から「石上27字38番地」に改めるものです。

第3条、デイサービスセンター条例の改正では、現在適用していない利用料の号と別表を削除いたします。

第4条、老人福祉センター条例の改正では、現在休止している上志比老人センター松風苑の項を削除し、消費税の改定に伴い、永平寺町老人センター永寿苑の入浴料金を改定いたします。

183ページ、第5条、永平寺町やすらぎの郷条例の改正では、施設の機能に応じた設置目的、それから設置位置、職員の配置について改正いたします。現在の利用に合わせた例規として整備するものでございます。

それから、改正条例附則第2項では、永平寺町保健センター条例の廃止を規定します。既に松岡福祉総合センター内の保健センターに機能を集約していること、それから松岡福祉総合センター条例で保健センターの規定が存在することから、条例を廃止しても支障はないということを思っております。

一部改正条例の施行期日ですが、令和元年10月1日からといたします。ただし、施設使用料に係る規定については来年4月1日からとしております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今説明でもあったんですが、いろんな施設の利用について消費税10%になるように、消費税の転嫁分があるという説明だったと思うんですが、それでいいんですね。

全体として、料金値上げはあるんじゃないんでしょうかということが2

つ目。

3つ目は、永平寺町保健センター条例を廃止するというんですが、これ築何年に建てられたんでしたっけね。たしか翠荘よりかは新しいんでなかったかと思う。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 利用料につきましては、総務課のほうの説明でもあったとおり、電気料、水道料等については消費税分をお支払いしているわけですから、その分に見合う料金の値上げであるというふうに解釈しております。

それから、永寿苑の建築年月日ですが、翠荘よりはたしか古かったと思ってます。ごめんなさい、永平寺保健センター。保健センターについては昭和63年ということで、翠荘よりは1年新しいということでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 消費税の値上げ分を転嫁する問題については、またそういう態度、反対の態度をとっていきますので、討論で対処したいと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時27分 休憩）

（午後 2時27分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第46号、永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を終わります。

第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第9 議案第47号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第9、議案第47号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、議案第47号について補足説明をさせていただきます。

議案書184ページからお願いします。

この一部改正条例、議案書184ページから195ページまで多岐にわたっております。

まず、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、この条例のもともにつきましては、子育て支援法に基づきます内閣府令にて定めてます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準というのがございまして、その基準に定めていることを各市町で条例で定めるということが基本になっております。

今般、10月からスタートします幼児教育無償化におきまして、その内閣府令の基準が改正されました。と同時に、この条例も同様に改正を行うというものでございます。

目的としましては、先ほど言いましたとおり、10月からスタートします幼児教育無償化におきまして、当町の場合ですけれども、私立幼稚園、また認可外保育所を初めとする認可外児童施設に、永平寺町の児童で3歳以上の子どもまたはゼロ歳から2歳児の非課税世帯の児童が入園、入所した場合に、その無償化分の保育料、授業料の無償化分を給付できるように改正を行うものでございます。

10月以降は、この改正条例に基づきまして、そういう今まで必要でなかった私立幼稚園や認可外児童施設に入園した場合、町が保育認定を行い、無償化の給付を行うこととなります。このことにより、永平寺町の3歳以上またはゼロから2歳児の非課税世帯の児童においては平等に無償化の対象となるというものでございます。

条例の中身としましては、まず用語の改正が条例全体でございまして、これまで支給認定いわゆる保育認定ですね。「支給認定」という表現が、今回の改正に

よりまして「教育・保育給付認定」ということが全般に対して改正されております。また、そういう対象の中で3歳以上の児童を「満3歳以上教育・保育給付認定児童」、ゼロ歳児から2歳児いわゆる未満児を「満3歳未満保育認定児童」というふうに改めて定義をしております。

その他、条例の中身においては、そういう特定施設と町が連携を行っていくということも定められております。

続きまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、この条例の対象となっているのは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅保育事業並びに事業所内保育事業の4事業でございますが、基本的にはゼロ歳から2歳児の子どもを保育する施設となっておりますが、今般の無償化による改正によりまして、3歳以上の児童も延長をして保育できるようになりました。こういうことがございましたので無償化対象の範囲が広がったということで、さきの条例改正と同様、給付できるように改正をお願いするものがございます。

以上、簡単でございますが、条例改正の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第47号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終わります。

第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第10 議案第48号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、議案第48号、永平寺町消防団員の定員、

任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） それでは、議案第48号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書196ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について見直しがされ、地方公務員法の一部が改正されました。これに伴いまして、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

第4条、消防団員となることのできない欠格事項にある「成年被後見人又は被保佐人」を削除いたします。

この条例は、地方公務員法の施行期日が、公布日から起算して6カ月を経過した日の令和元年12月14日からの適用となります。

以上、議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第48号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終わります。

第2審議に付す案件ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第11 議案第49号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第11、議案第49号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） それでは、議案第49号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書197ページをお願いいたします。

今回の改正理由は、近年、不特定多数の方及び一人で避難することが困難な方が利用する建物で、多くの死者を伴う火災が発生していることを踏まえ、消防法令上、設置が義務づけられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が一切設置されていない建物について、建物の名称、所在地及び違反の内容等を利用者等へ公表することを永平寺町火災予防条例の一部に新たに追加、定め、改正するものでございます。

この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第49号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

お諮りします。

第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第12 議案第50号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第12、議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） それでは、議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書198ページをお願いいたします。

今回の改正理由は、危険物施設の設置の許可の申請に対する審査の手数料の改正で、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率8%から10%への引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費及び物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比べて増額となる手数料3件について改正するものでございます。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第13 議案第51号 財産の無償譲渡について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第13、議案第51号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議案第51号、財産の無償譲渡についての補足説明を申し上げます。

今回、対象となる施設は、譲渡の相手方である永平寺町社会福祉協議会が事務所や地域福祉推進の拠点として活用している施設でありまして、鉄筋コンクリート造平屋建てで、面積は459平方メートルです。

譲渡することによりまして、福祉活動のさらなる強化と、使用者がみずから行う維持管理では適正な管理が確保されるとともに、新たな事業実施や職員の意識改革が見込まれます。また、地域と事業者の良好なコミュニティのもとで、連携意識の醸成と自治意識の高揚とともに、非常に効果的であると判断しております。

条件としまして、社会福祉協議会の事務または地域づくりに関する事業のための施設として、規程を定めて適正に管理していただくことを提示したいと思っております。

譲渡の日につきましては、今年度いっぱい範囲を持っておりますが、議決日以降なるべく早い手続で条件のいい日を協議し、設定して契約したいと思っております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 上志比のやすらぎの郷の、今、社会福祉協議会が入っているところを切り離して社会福祉協議会の本部にするという話ですね。そこへ移譲するという話ですけど、社会福祉協議会の性格の問題も含めてちょっと確認したいのは、社会福祉協議会の事業の内容、現実的に行政の福祉部門の、何というかな、成りかわりというんですかね、という実態の中で、いわゆるほかの自治体なんかを見てもみると、社会福祉協議会の、特に本部については行政の建物に入っているものも多いわけですね。なのに、どうして切り離して管理しろということにな

るのかというのは、僕は、そこはちょっと一つ疑問点がある。

ただ、私が聞く中では、例えば、町のいろんな施設を使ってデイサービスなんかの事業展開をしていると。それを介護保険に係る、その本部について運営する場合、それについての運営する場所の独立というのは、事業所ですからあり得るとは思ってるんです。社協の性格上、本部の状況から見てこういうやり方で本当にいいのかというのは十分検討されているのでしょうか。また、その理由は。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現状として、県社協なりほかの自治体の社協さんについても行政の組織に入っているということは存じ上げております。実質、永平寺町社会福祉協議会においても、指定管理の部門については町の施設を全て管理していただいているという状況にあります。

今回、提案差し上げたところ、社協さんとしても施設を持って、今現在、ほっこりさんという小規模多機能型は社協さんの財産として管理運営されているわけですけれども、ご相談申し上げたところ、本部として取得して管理していくところ、譲受委員会ということを設置して検討されたようです。町としても、今申し上げたとおり、社協さんの事業として、また地域の住民の方とともに盛り上げていただけるものと期待して、今回、提案しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 聞いてると、それなりに説明してるのかなと思うんですが、ちょっと違うんですね、私が見ているのは。やっぱり町の行革、施設管理の方針の中で、払い下げるところは払い下げる、切り離してそうするんやという方向が示されたことから、ある意味、右往左往している面があるのかなと思ってるんですね。だから、ほっこりを介護保険の一施設として運営するのと、社会福祉協議会の本部が入るところ、その本部を運営していくところとはちょっと意味が違うと思うんですね。そこは十分考えて、社協への支援も一応しているということはあるんですが、それら運営経費も含めて、今度は計算されることになるのでしょうか。そこの管理運営費も含めて社協への支援が計算されることになるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 公共施設再編計画とは若干違うかなと思っております。やすらぎの郷の分離の中でお話ししたと思うんですけれども、施設をつない

だことによる不備を改めることは、今回の分離計画の第一の目的でございます。CAMU湯と老人センターについては再編の中で確かに分離して、いずれは取り壊しを計画しておりますけれども、現在社協さんが入っている部分については、もともと分離するというお話ではなかったです。今回、もしもこういう状況で譲渡した場合にはどうですかというお話のもとにまとまったことから、分離するという段取りになっているということです。

それから、社協さんとのお話の中で、業務についてご質問ありましたけれども、私としては、社協さんの地域福祉の推進というところは、町の行政の地域福祉の推進とともに、両輪という形で推進していくものだということで、地域福祉の計画、発展・強化計画、これを地域福祉計画とともに策定して推進しているという状況からは、ともに歩むという姿勢は変わるものではないです。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、この施設、ほかの組織、団体であってもそういうきちっとした理由があって、払い下げることについてはそんなに異論はないんです。

ただ、社協の、いわゆる事業運営とは違う部門、要するに行政いろんな事業を担っている。これは委託はしているという形になってますが、実質は、ほぼ丸投げと僕はいつも言ってますけど、担ってもらってる。地域でいろんな組織づくりも含めて、地域包括支援センターに委託している。そこは行政の中にあるからいろいろ一緒にやってるんやと言うけど、現実的にはなかなかそうなり切っていない面があると思うんですね。どこがやっぱり中心になってやっているかという意味では、社協というのは、行政にとっては切っても切り離せない関係にある組織だと僕は思ってます。

だから、本当にこうやって切り離してやるんなら、介護保険による事業運営とは別ですから、その運営管理にもきちっと支援していかないと、そのお金どこから出すんやといったら、やっぱり事業運営費から持ってくるわけですよ。そうでしょう。運営管理費は別にちゃんと行ってるんですか。そう行ってへんはずです。そう行ってへんのなら人件費を削ることになります。だからそのことは十分考えていかないと、僕はどうなんかわからんですが、行政が行革、行革って言うんですけれども、社協との関係については、単純に計算できない内容のものは行政の側に大きな、言葉は悪いかもしれませんが、負い目というんですかね、は僕はあると思ってるんですね。本当にもっともっと行政が社協のやってることをともにやっていく体制をとっていく。一緒にやっているんだと思うんですよ。しかし、

それを実際、介護保険なんかの今後の課題のことも考えると、今やるべき問題も必要なんじゃないか。そんなことを考えると、僕は、こうやって切り離して、もらうというのを拒否するということはないかもしれないけれども、その運営費なんかも含めて、行政の事業の担い手としてどう育てるかという意味では大事なところがあるんでないか。そこはどうなんですかね。きちっと答えてほしいですね。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 以前は議会のほうから、社協の運営状況とか補助金についてしっかりやってるのかというご指摘をいただいて、議会のほうにも説明をさせていただきながら、また社協と話ししながら、本当に永平寺町の福祉について話をしてきました。この間、役場からも、事務局長という位置づけで2年、また職員との交流もさせていただいて、より、社協と役場も同じ目的を持っている団体同士として事業に当たってきております。

今後もまた、少子化とか高齢化、いろいろな課題がある中で、しっかり連携をとっていかなければいけないなと思いますし、もう一つは、なあなあはやっぱりだめだと思います。しっかりとお互いの立場を尊重し合いながら、お互いの目的のために一緒に連携をとっていく。そういった関係でいたいなと思いますので、またこれからもいろいろやっていきたい。

また、今おっしゃるとおり、その運営面、いろいろな面はしっかりと当初に回して、社協さんからもお話を聞かないといけませんし、また、うちがお願いしている事業もたくさんありますので、そういったのはしっかり精査しながら、来年の予算に向けて考えていきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） さっき、床面積が495と言ってたんですけど、議案書には459平米って書いてあるんで、ちょっとこれはまた訂正せなあかんですね。

それは別にして、質問させていただきます。

当該建物は、当時、国や県からの補助を受けて建てた建物だと思います。こういうふうなところについては、特にその補助金もかけて、年数もたってますから問題がないかどうかと。

それから、もう1点は、当該建物の敷地は恐らく全て借地やと思うんです。当時の借地契約と、今度、社協ということにかわるわけですから、地権者とのその合意なんかをうまくとれているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、補助金の件ですけれども、確認したところ、返還については大丈夫というところを確認しております。

それから、地権者さんとの関係ですけれども、今、一部町有地もございますし、借地もございます。当然、地権者の方には、こういう状況になりますということはお相談申し上げております。町が借りるというところについては異論はないというところですよ。

先ほど、財政的な補助ということもご質問ありましたけれども、現状では、永平寺町が引き続き借りて、地権者さんには借地代をお支払いする、建物については社協さんの所有とするということを思っております。といいますのも、実際、児童館のほうも建物としてございます。それから駐車場もございます。ここで明確に社協さんの分、永平寺町の分ということは、分けることが不可能ですから、全体としては永平寺町が借りて、建物については一部社協さんの建物があるという状態になる。ただ、地権者さんにしてみれば、建物が永平寺町以外の団体のものになるわけですから、そこについてはご了解をいただいております。借地法上問題があるということですから、一応合意はいただいているという状況になっております。

今後、議決をいただいた後に、借地契約については更新するということを思っております。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 済みません。私も聞かなあかんと思ってたのはその1点で、同じような発想のところ。

今言うと、その議決いただいた後に借地権のその契約は社協さんと結ぶということですか。そのまま永平寺町が結んだ中で、例えば、それを社協に無償で貸し与えるという発想なのか。多分、その件が、ちょっと今聞き取れなかったかもしれないので、それをもう一遍明確にしてほしいというのが1点と。

それから、もう1点は、金元議員とよく似てるんですが、当然、永寿苑にしるいろんな形での、要は建物は町が持っていて、それを指定管理もしくはそれを使っていたことに関しての、費用弁済でないけど、そういう形で契約しているわけですね。そうすると、今の社協さんの建物にしてしまうということは、あとの維持管理も全部社協さんがという形になってきますね。それから、それを壊す

のも全部になってきますね。こういう形になってくると思うんですよ。そうなると、先ほどの発言と同じ形ですが、社会福祉協議会というのは、やはり町と一体物の中で動いてる中でね、今までいろんなところを見てきても、大体その公の建物の中もしくは別の建物に離れてても、それは公が管理していく中に社協さんが入って使っていただいてという契約状況になっているわけですね。

それならば、その条項の中に、今後の維持管理に関しての、例えば費用に対するの負担であるとか、または今後それを壊さなあかん、そうなったときには社協さんが全部面倒見なあかんという、そこらあたりも含めてね、きちっとそういうのが、どう言ったらいいかな、なるのか。そこらあたりが非常に僕は不安という見方をしてるんですが、そういうのはきちっと、その条項というか、話し合いの中にでき上がってるのか。私は、やっぱりそこらあたりは今までのように、公の建物の中に入って運営していく。極端なことを言うと、「分離してちょっといつもより上げるで、どうやの？ 使ってみたらどうやの？」「あら、いいこっちゃね」かどうか知らんけど、そういう形で僕はないというふうな気がするんですけどね。そこらあたりをお願いできませんかね。幾ら社協さんがほんでいいという問題では、僕はないというふうに思ってるんですが。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 社協さん、いろいろな福祉の最後の受け皿というところもあります。その一方、社会福祉法人なんです。社会福祉法人は、永平寺町でもデイサービスとかいろいろなところへお願いする中に、ほかの福祉法人と一緒にあって手を挙げてサービスをしていただいている部分もあります。

今まで使っていただいて、契約上は、どんなんやったかな、何百万以上は町が支払う、何万円以内は社協が修繕するとかいろいろある中で、今回、この分離をしていく中で、ここも社協さん専用の建物になるという中でお話をした中、こういうふうなことになって無償譲渡を受け入れてくれたというふうなことになってますので、そういった面もちょっとご理解をいただきたいなと思います。

あくまでも、社協さんが役場の出先とか役場の行政の機関であれば、まあそれに近いところもあるんです。一緒に事業をやったりいろいろな事業をやってもらってるところもありますが、また社会福祉法人としての事業をやられているというところもあるということもありますので、そういったことも考えて、今回こういうふうなことになったのかなというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

あとは、福祉保健課、何か補足あったらお願いします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、契約についてお尋ねありましたが、実際まだ正式な契約はしておりません。社協さんのほうに譲渡するということで地権者の方に内諾を得ているという状況です。地権者さんとの契約においては、永平寺町がお借りをして、建物については社協さんに譲渡するということを明記した賃貸借契約を交わすということになります。地権者さんの合意がないと後々社協さんと地権者の間でもめごとになることが想定されますので、そこがクリアできるような契約書にしたいということでございます。

それから、社協さんの事業ですけれども、社会福祉法人でありながら、ありながらと言ってしまう悪いかもしれませんが、介護保険の事業、それから地域福祉の推進ということを担っておられます。介護保険事業において言えば、社会福祉法人の方も手がけておられますし、近年では、法改正がありまして、株式会社においても介護保険事業をやっているという状況にあります。町内においてもそういう形態はありますので、その分野については社会福祉法人であろうが株式会社であろうが、差を設けることはできないなということは気持ちとしては持っております。

社協さんとしても介護保険事業のほうで収益は出ておりますが、その分野については介護保険事業に充てられるような積み立てという形をしておられます。その他、地域福祉の推進においては、賛助会費であったり、会費のほうが本来であれば主力になってくるころかなと。ただ、思うような会費の収入は得られませんが、その点については、町の補助もしくは委託料の中で人件費を見ながら運営しているというのが現実なところでは。

ですから、今後、施設長として、みずからの施設としてしっかり管理していただくという意識も持っていただきながら、一層の地域福祉の推進に取り組んでいただくというのが町としての思いでございますので、結果的に施設管理において費用が不足するようなことがあれば、補助という形はとるような体制になると思っております。その点については、福祉保健課としても財政課と相談しながら確保していきたいということは思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ある程度の財政のところであるとか今後のことについてもね、

そういうところは相談と言うとおかしいけど、そういうのでやるということだというふうに認識しますが、私の考えは、あくまでもそういうところはね、社会福祉法人でいろんな介護のところの事業形態もやってるのは事実ですけども、いろんなところでの、町の出先ではないんですが、そういう形態を全部移管しているところがありますので、だからそういう面では、今後の、例えば維持管理のところについての補助であるとか、そういうものが今後発生したときにはそれに対しての支援をしていくとか、そういうところも含めてね、きちっとある面では、その条項の中でうたうのか、うたわんのかはちょっと考えもんかもしれませんが、でも、やっぱりそれがないと、社協さんもそういう運営面も含めて町との兼ね合いとかそんなのがあると思いますから、ぜひそこらあたりは考えていただかないと、これはというふうに私は思ってるんですが。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほどの福祉課長の答弁どおり、例えば事業補助を町はやって、それはもちろん無償でやっていただいているのではなくて、しっかり取る。その中に、ひょっとしたら運営のそういったものが入ってくるのか、これから。そういったのはやっぱり福祉保健課と社協さんがしっかりと話しする中で、じゃ、来年どうしようかと。そこの中には、この運営費の、ここの施設の運営の、その一部も少しずつ入ってくるのかもしれませんが、それはまたこちらも、出すほうとしてはしっかり精査もしなければいけませんし、そこはやはり税金ですのでしっかり精査して、もちろんその委託を出している先がまた快適に仕事をしていただけるような環境、こういったものもしっかり考えながらやっていく。これはやはり大事だと思いますので、決して、ここの部分はもういいから、渡したからもう町は関係ないですよとか、そういったのは、先ほどから皆さんのお話あるように、一緒に目的で仕事をしている部分も多々ありますので、そういったことはしっかりやっていきますので、よろしくお願いします。

ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第51号、財産の無償譲渡についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後 3時04分 休憩)

(午後 3時04分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす9月13日から9月18日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、あす9月13日から9月18日までを休会とします。

なお、9月17日は、午前9時より教育民生常任委員会を、午後1時より総務産業建設常任委員会を開催します。9月19日は、9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 3時05分 散会)